

(報告第11号関係 その他の事務事業調整について(BCランク)) 別紙

その他の事務事業について、調整(案)の内容と調整内容決定の考え方を記載しています。  
 調整(案)の内容が市民サービスや負担に一定の影響があるものについては、どちらの市民に影響があるのか丸印で示し、該当の事務事業調書の概要を添付しています。(事務事業調書の概要を添付していないものについては、平成28年11月25日開催の第2回会議でお配りした、協議第10号別冊の事務事業一覧表を参照してください。)

(1)企画部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
011110	南足柄みらい創りプロジェクト事務	C	名称を変更して合併後も継続して、新市域の活性化を目的とした組織として活動を行う。	新市域の活性化を図る組織が必要がある。名称を変更するとともに、新たに活性化検討地域の検討が必要になる。			
011130	足柄上地区広域行政協議会に関する事	C	新市として今後の本協議会のあり方について5町と調整していく。	足柄上郡との連携に特化するのではなく、圏域のバランス、さらに新市としての一体性を確保を優先する必要性もあることから、新市として5町と本協議会のあり方について調整していく。			
011133	(公財)神奈川県市町村振興協会助成金に関する事務	C	小田原市の現状に則し、近隣自治体とは調整会議を開催せず、メール等で調整を行う。	小田原市と南足柄市の大きな違いは、近隣の自治体との調整会議の有無だと思われる。調整会議の存続について調整する。			
011134	オリンピック・パラリンピック対応検討事業	C	両市とも、事業の方向性が同じであるため、新市でも小田原市の方法で同様の事務事業を引き継ぐ。	両市とも、事業の方向性が同じであるため、複数の方針案は不要。			
011135	プロダクティブ・エイジング推進事業	C	小田原市単独の事業であるため調整の必要なし				
011136	宿泊等施設事業	C	小田原市単独の事業であるため調整の必要なし				
011137	公共施設再配置等に向けた庁内検討事業	C	小田原市単独事務であるが、両市の全公共施設等を対象に、再検討していく。	市域の統合により検討条件が変わるため			
011138	小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討事業(競輪事業の活用含む)	C	小田原市単独事務であるため新市に引き継ぐ	引き続き検討事業を継続する			
011139	箱根ジオパーク構想連携推進事業	C	協議会から各市町に振り分けられる担当事務量を1市分に削減する方向で事務局と調整する。南足柄市の関係団体である南足柄ジオガイドの会の管理体制について、当面の間は新市が事務局を行い、活動が軌道に乗った後は、小田原ガイド協会との関係について、3者で協議していくこととする。	ジオパーク推進協議会には、あくまで新市として加入するため、行政規模に関わらず、他の町と同様に1市として扱われるべきと考える。			
011140	(旧)地域再生計画に関する事務	C	小田原市単独事務であるため新市に引き継ぐ	県主導で小田原市・真鶴町・湯河原町域を含めた計画が今後も予定されているため、引き続き継続する			
011141	電源立地地域対策交付金に関する事務	C	企画が窓口となり、交付金事務の取りまとめを行う。企画部門は連絡調整役となり、各申請手続きは交付金の充当事業所管課が行う。	申請手続きは県と直接やり取りした方が事務の効率性が高いと考えられるため。			
011142	社会資本総合交付金に関する事務	C	両市ともほぼ同じ内容の事業を行っており、新市でも同様の事務事業を引き継ぐ。	両市ともほぼ同じ内容の事務を行っているため、複数の方針案は不要。			
013115	SNS発信事業	C	ツイッター、フェイスブック、インスタグラムで都市セールス情報を随時発信するとともに、発信者の管理を行う。	SNSの特性をみながら効果的な情報発信を行うことは不可欠であるため			
013123	都市セールス事業	C	小田原市の戦略や施策をベースとして、南足柄市域を包含する形で実施。	新市名が「小田原市」になる場合は、小田原市の戦略や施策をベースとして、実施するほうが効果が高いと思われる。			
013124	ロケ支援活動事業	C	現行どおりとする。	メディアへの露出は市のPRには大変有効であり、両市のロケ地を合わせれば、幅広くロケに対応できると思われることから、継続的に行うことが必要である。			
013126	ふるさと大使等活用事業	C	小田原市の事業運営で行う。	イベントへの参加は集客効果等の目的でも必要であり、予算的に見ても大きな負担がないため。			
013132	市長への手紙事業	C	投稿に対する回答方法など、実務的な基準を再調整をした上で事業を継続する。	個別広聴である「首長への手紙」や「意見箱」など提案制度は、ほぼ全国で実施される事業であり、継続は必須である。			
014108	特別職報酬等審議会事務	C	小田原市の例による。	特別職報酬等審議会を小田原市の例により統合することにより、従来の事務対応が望ましいと考えられるため			

014119	退職者等復帰支援事業	C	小田原市の実施方法を適用する。	基本的な取組みは同じなので、訓練期間や訓練中の面談者などは水準の高い方に合わせる。			
014120	職務専念義務免除承認事務・営利企業等従事許可事務	C	現行のまま存続する。	小田原市と南足柄市において同様の運用を行っているため、特に調整の必要は生じない。			
014121	臨時的任用職員の雇用条件・賃金の決定	C	小田原市における任用の運用等による。	職員数、組織の形態から、小田原市の水準に準拠する。			
014122	特定事業主行動計画の推進及び見直し	C	合併後の職員数、育児休業取得率等を再調査し、数値目標及び行動計画を再設定。	合併に伴い職員数や育児休業取得率等が全て変わるため、行動計画の再設定が必要。再設定のためには以下の水準の再調査、分析が必要となる。			
014124	職員表彰事務	C	小田原市の制度、事務処理方法を適用する。	基本的に両市とも同様の制度、事務処理となる。取得期間は小田原市に合わせる。			
014125	市政功労表彰事務	B	対象者を南足柄市の基準に合わせる (消防団長又は交通指導隊長は別制度で表彰)	特別職の任期の区切りを考慮して決定			
014126	防火管理者・出納員等任免事務	C	【出納員・現金取扱員】 変更なし 【防火管理者】 南足柄市の実施方法に統合	【出納員・現金取扱員】 小田原市も南足柄市も同様の運用のため 【防火管理者】 各所管において直接の対応とする運用を行う。			
014127	人事記録管理事務	C	小田原の実施方法に統合	事務執行の流れは同様であり、職員台帳(経歴票)もシステム管理しているため。			
014128	勤務条件調査事務	C	小田原市の例による	総務省から依頼のある勤務条件調査についての対応であり、回答書式等は県内同一のものを使用しているため、職員数等が多い小田原市の従来の調査方法を用いることが効果的であると考えられるため。			
014129	日直業務・緊急時連絡先等管理	C	小田原市の例による	小田原市で現状の体制を崩し日直業務を取り入れるのは、職員の負担増など考えても難しい。また、施設の休館等については基本定休日制で、突発的な休館等が発生した場合には必要に応じその所管で周知等を図っているため、広報紙の枠なども考慮すると難しい。			
014141	公務災害補償等業務	C	小田原市の運用基準を採用する。	小田原市と南足柄市において同様の運用を行っているため、特に調整の必要は生じない。			
014146	給与事務	C	基本的には小田原市の運用に統合	両市とも同メーカーの人事・給与システムを使用しているため、申請用紙の違い等はあるが統合できる。			
015111	セキュリティ強靱化事業	C	小田原市の事務に統合する。	両市ともほぼ同様の事務を実施しているため、職員(ユーザー)数が多い小田原市に合わせたほうが合理的である。			
015114	インターネット関係管理運用事業	C	15111「セキュリティ強靱化事業」に統合(神奈川県情報セキュリティクラウドに参加)して、当該事業は廃止する。	神奈川県情報セキュリティクラウドに参加することで、当該事業のほとんどは実施は必要なくなる。			
015129	マシン室・CVCF室空調機器管理事務	C	新市の庁舎全体の管理方針に準ずる	新市の庁舎(小田原市庁舎、南足柄市庁舎)全体の管理方針に準ずるのが効率的なため			
015139	情報化施策企画管理事業	C	両市(情報分科会)が実施している事務を新市に引き継ぐ。	情報化施策やセキュリティのレベル水準は、維持すべきであるため、両市で行っている同様の事務は統合し、また一方のみが実施している事務も、新市に引き継ぎ実施することとする。			
015142	システム広域連携推進事業	C	新市においても、引き続き県市町村電子自治体共同運営協議会に参加するとともに、近隣市町と業務システムの広域共同利用を推進する。	新市においても、業務システムの広域共同利用の推進は、行財政的に有効なため。			

## (2) 総務財務部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
021110	条例、規則、訓令の制定・改廃等に関する事務	B	例規の改正方法は南足柄市の事務処理方法を適用し、掲示場は新市の位置として定められた庁舎にある掲示場を使用することとする。	法律と同じ改正方法である南足柄市の事務処理方法を適用する。掲示場は、小田原市と南足柄市の掲示場をそのまま使用する。			
021112	例規類集の追録発行、加除整理(例規データベースの更新)に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、紙ベースの例規類集の発行は行わない。	小田原市の方が事務事業内容が比較的整っているため、小田原市の事務処理方法を基本として適用するが、経費削減の観点から紙ベースの例規類集の発行は行わないこととする。			
021113	行政手続制度に関する事務	B	行政手続審査会の廃止に伴い同審査会の事務は行わないこととするが、それ以外の行政手続に関する事務は小田原市の事務処理方式に適合させる。	行政手続審査会の廃止に伴い同審査会の事務は行わないこととするが、それ以外の行政手続に関する事務は両市の事務処理の内容にほとんど相違がないため、小田原市の事務処理方式に適合させる。			

021118	法制・文書事務研究会 運営事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の事務処理に相違がないため、小田原市の事務処理方法を適用する。			
021119	直接請求に係る事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の事務処理に相違がないため、小田原市の事務処理方法を適用する。			
021121	行政不服審査会事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	法令の規定に基づく事務であり、両市ともほとんど差異はない。			
021122	情報公開の推進事務	C	基本的に小田原市の例により、情報公開機能を統合するが、一部南足柄市の例を採り入れる。	小田原市の事務事業の内容が比較的整っているが、出資団体等の情報公開について、南足柄市の例に倣い指定管理者を加える。			
021124	市長の資産等の公開事務	C	南足柄市の例を適用する。	類似団体の事例を踏まえたものとする。 なお、両市に差異はほとんどない。			
021129	小田原市情報公開審査会及び南足柄市情報公開・個人情報保護審査会事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	事務事業内容が比較的整っているため、合併後の新市の規模に近い小田原市の事務処理方法を適用する。			
021130	小田原市個人情報保護審査会及び南足柄市情報公開、個人情報保護審査会事務	C	本事務は、21129と統合し、廃止	情報公開と個人情報保護の審査会を統合することにより、審査会事務を21129と統合し、本事務は廃止する。			
021131	小田原市個人情報保護運営審議会及び南足柄市情報公開・個人情報保護運営審議会事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の審議会事務にほとんど相違がないため、事務事業内容が比較的整っている小田原市の事務処理方法を適用する。			
022111	庁舎及び附属施設の維持管理	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	庁舎の面積が広い、現小田原市庁舎における方式を適用する。 庁舎の面積が広い分、小田原市の方が量的に多いものの、庁舎及び附属施設の維持管理という同一の目的・趣旨で実施しているため、方針案は複数提示できない。 なお、二つの庁舎を管理するにあたり、一括発注等により削減効果が見込める業務については、できる限り合併に合わせて発注方法や契約内容を見直す。			
022117	庁舎の防災対策	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の事務事業に大きな差異はなく、法令等に基づき、同一の目的・趣旨で実施しているため、方針案は複数提示できない。			
022120	市有施設の営繕	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	管財契約課には直営の職員を配置し、直営職員による修繕業務を行う。			
022121	車両の運行、運転管理	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	消防車等の特定の課等に配属する車両を除き、公用車すべてを、現小田原市庁舎管理主管課が集中管理する。 また、現在、南足柄市において、各課が所有する公用車についても、原則として現南足柄市庁舎管理主管課が集中管理する。 なお、南足柄市が所有する大型バス、リースのマイクロバスについては、使用頻度や需要を見極めた上で、所有等のあり方を検討する。			
022124	車両等の維持管理	C	小田原市の事務処理方法を適用する。 ただし、有料車体広告については、新市において調整する。	使用する公用車の維持管理事務について、公用車管理主管課が集中管理を行う。			
023101	競争入札資格認定事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市ともに登録業務についてはかながわ電子入札共同システムにより事務処理を行っているため業者登録数が多い小田原市に合わせた方が人件費を含めたコスト削減にもつながる。また指名停止措置も同水準で事務処理を行っているため小田原市の事務処理方法を適用しても問題ないと判断した。			
023103	工事入札契約事務	C	小田原市及び南足柄市の事務処理方法を基に、詳細は入札・契約制度等検討委員会に諮り、検討する。	類似団体の事例を参考にしながら、両市の事務処理方法を基に検討し、より公平・公正で透明性の高い制度の推進に努める。			
023104	工事関連委託入札契約事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	2市の事務処理方法に大きな差異がない。 なお、最低制限価格の設定については、南足柄市も今後導入予定であり、同水準となる。			
023105	物件入札契約事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	契約件数が多い小田原市の方式を適用する。			
023106	一般委託入札契約事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	契約件数が多い小田原市の方式を適用する。			
023107	工事に係る検査事務	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、工事の一部に係る検査について、工事主管課等の技術職員に移管する。	両市の水準が同等の事項は当該水準を維持し、剥離するものについて、より事務精度の高い方の水準を採用する。また、検査の一部を工事主管課の技術職員に移管し、検査主管課の事務量の軽減を図る。			
023108	工事関連業務委託に係る検査事務	C	南足柄市の事務処理方法を適用し事業主管課の事務とする。	類似団体の状況及び対象に着目し、検査主管課による検査が必須でないとの考えから、南足柄市の方式を適用する。			

023109	物件に係る検査事務	C	原則として小田原市の事務処理方法を適用するが、検査対象については、一部を事業主管課検査とする基準を導入する。	小田原市の方式を適用するが、検査対象については検査主管課による検査の必要性の度合いから判断する基準を設けることにより、検査主管課の事務量の軽減を図る。			
023110	工事成績評定事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	2市ともに事務処理の方法に大きな差異はないが、表彰制度を実施している小田原市の方式を適用する。			
024102	政治活動用事務所表示用看板の証票交付等事務	C	小田原市の事務処理方法を採用する。	公職選挙法に基づく事務処理であり、各市の処理方法は、ほとんど同じである。			
024103	選挙人名簿及び在外選挙人名簿の調製	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	公職選挙法に基づく事務であり、ほとんど同じである。また、電算システムの仕様もほとんど同じである。			
024104	神奈川県漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に該当する事務がないため。			
024105	裁判員候補者予定者名簿の調製事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づく事務であるとともに、所轄の裁判所が同じであるため。			
024106	検察審査員候補者名簿の調製事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	検察審査会法に基づく事務であるとともに、所轄の検察審査会が同じであるため。			
024109	投・開票資器材等管理事務	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、保管場所については、可能な限り分散保管から集中保管に切り替える。	在庫管理は、現在数、破損物品、更新物品の確認と台帳整備が基本であり、ほとんど同様である。			
024123	酒匂川左岸土地改良区総代選挙	B	小田原市の事務処理方法を適用するが、選挙長等の報酬及び従事者手当は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	南足柄市に該当する事務がないため。			
024124	財産区議会議員選挙	B	小田原市の事務処理方法を適用するが、選挙長等の報酬及び従事者手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	南足柄市に該当する事務がないため。			
024127	住民投票執行事務	B	小田原市の事務処理方法を適用するが、選挙区及び開票区は1箇所とし、機器類、期日前投票所、当日の従事者数及び当日の投票所数は現状のままとするが、報酬及び手当は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	公職選挙法に基づく、選挙執行であるため、事務処理方法はほとんど同様である。また、相当分、経費の削減が可能となる。			
024133	酒匂川右岸土地改良区総代選挙	B	南足柄市の事務処理方法を適用するが、選挙長等の報酬及び従事者手当は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律で定める単価とする。	小田原市に該当する事務がないため。			
025105	地方公会計事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要			
025113	市債管理事務	C	現行のまま存続する	両市とも事務処理方式が同じため調整不要			
026113	小田原競輪運営協議会関係書類審査等事務	C	合併時に、会計部門においては事務処理しないこととし、その後は事業課内で事務処理するものとする。	類似市（平塚市）において同様の事務事業は会計課で取り扱っていないこと、南足柄市にはない事務事業であることから、合併を機会に会計部門での事務処理を廃止し、事業課が引き継ぐ。			
026122	口座照会への対応	C	小田原市の事務処理を継続する	当該事務事業は、指定金融機関が定める事務処理手順に則るものであり、かつ現行の事務処理については小田原市と南足柄市でほとんど同一なため、現行の事務処理を継続する。組戻手数料については、現行の小田原市の事務処理にならい、負担しない。			
026124	公金損害保険事務	C	従来の事務処理を適用し、民間保険会社の保険に加入する。	小田原・南足柄両市とも、現在は民間保険会社の保険に加入しているため、これを継続する。			
026125	夜間金庫及び貸金庫の管理	C	小田原市出納室執務室内の金庫を使用し、小田原市の事務処理方法を適用する。	メンテナンス頻度、貸現金バッグ個数、貸出中の貸金庫数の多い小田原市の方式を適用する。			
026126	会計管理者会等に関すること	C	湘南都市会計管理者会及び西湘ブロック会計管理者会に参加	1市5町出納部会の5町と合併後の市では、財政や人口の規模が大きく異なるため、1市5町出納部会には参加しない。			
026128	公共料金支払情報の登録	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	口座振替マッチングソフトにより事務の省力化が図れるため、小田原市の方式を適用する。			
026141	例月現金出納検査・報告事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	例月出納検査は監査事務局が主催しているが、小田原市監査事務局が小田原市の事務処理方法を適用する意向を示しているため、小田原市の方式を適用する。			
026142	資金管理事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	取り扱う資金の額、会計数の多い小田原市の方式を適用する。			
026145	公有財産（現金及び有価証券等）の保管管理事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	保管の種類、数量が多く、設備が充実している小田原市の方法を適用する。			

026149	決算調製事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	決算調整は地方自治法に規定されたものであり、事務内容の差異は少ないが、小田原市のほうが会計数や所管課数が多く、確認作業に時間を要することから、小田原市の方式を適用するとともに、市長への提出期限は自治法で定める期限の7月31日とする。			
026150	出納員事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	現金を取り扱う窓口の多い小田原市の事務処理方法を適用する。			
026151	公金収納に関する検査事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	金融機関検査及びコンビニエンスストア収納事務委託に関する検査事務内容には、あまり差異がないため、取り扱いの多い小田原市の方式を適用する。			
026154	窓口収納事務（出納室出納員事務）	C	小田原市の派出所横の出納室窓口のみで、市税等の収入金の収納事務を行う。（小田原市の事務処理方法を適用する。）	出納室（会計課）及び指定金融機関派出所が所在する庁舎に窓口を開設する。			
026155	指定・指定代理・収納代理金融機関との連絡調整	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市の指定・指定代理・収納代理金融機関に南足柄市の指定金融機関等がすべて含まれている。			
026158	収納事務委託等の事前協議	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	会計管理者へ協議し承認する形式のほうが、収納事務委託にかかる契約内容等のチェックだけでなく、指導、修正依頼ができるため。			
027107	住民の直接請求に基づく監査	C	直営事業 地方自治法第75条に基づく監査として、請求があったときに実施する。	自治法第75条に基づく監査として、住民から直接請求があった場合に実施する。（選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から監査委員に対して請求することができるもの） 事例に乏しいが、実施するものとして考えた。			
027108	議会の要求に基づく監査	C	単独に実施する。	地方自治法第98条第2項に基づく監査として、議会からの請求があった場合に実施する。 事例に乏しいが、実施するものとして考えた。			
027109	採択請願の処置	C	直営事業 地方自治法第125条に基づくものとして、請求があったときに実施する。	地方自治法第125条に基づく監査として、議会から採択した請願の処理の経過及び結果の報告を請求された場合に実施する。（選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から監査委員に対して請求することができるもの） 事例に乏しいが、実施するものとして考えた。			
027110	市長の要求に基づく監査	C	現況のとおり、市長から要求のあったとき実施する。	地方自治法第199条第5項の規定のとおり、地方公共団体の事務の執行について、市長から要求のあったときに実施する。 実施するものとして考えた。			
027111	住民監査請求に基づく監査	C	現況のとおり、実施する。	住民が、自治法第242条第1項の規定のとおり、普通地方公共団体の長若しくは委員又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるとき、これらを証する書面を添えて、監査委員に監査を求めたときに監査を実施するものとして考えた。			
027112	職員の賠償責任に関する監査	C	現況のとおり、市長（地方公営企業の場合は管理者）から要求のあったときに実施する。	地方自治法第243条の2第3項又は地方公営企業法第34条の規定のとおり、市長（地方公営企業の場合は管理者）から要求のあったときに実施する。			
027113	現金出納検査	C	現況のとおり、現金出納検査を実施する。	地方自治法第235条の2第2項に基づき、会計管理者及び企業管理者の保管する現金（歳入歳出外現金及び基金に属する現金を含む。）の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼に毎月1回実施する。			
028114	個人市民税当初賦課事務 （普通徴収・特別徴収） （現年度）	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	地方税法に基づく課税制度のため事務処理内容に大きな相違はないため、両市のどちらかの方式をとるのが合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、送付関係事務については小田原市の方式では対応不可能なため、南足柄市の方式を参考に委託化する。また、全庁的な基幹システム選定による課税システムの決定により、事務内容やスケジュール調整が必要になる場合がある。			
028115	個人市民税例月賦課事務 （普通徴収・特別徴収） （現年度・過年度）	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	地方税法に基づく課税制度のため事務処理内容に大きな相違はないため、両市のどちらかの方式をとるのが合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、全庁的な基幹システム選定による課税システムの決定により、事務内容やスケジュール調整が必要になる場合がある。			

028116	市民税電算事務 (個人・法人) (普通徴収・特別徴収)	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	地方税法に基づく課税制度のため事務処理内容に大きな相違はないため、両市のどちらかの方式をとるのが合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、全庁的な基幹システム選定による課税システムの決定により、事務内容やスケジュール調整が必要になる場合がある。			
028117	課税状況調査・交付税 関連事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務内容に大きな相違はないため、小田原市の事務処理方式を適用する。ただし、全庁的な基幹業務システム決定に伴い事務方式を調整する。			
028118	個人市民税減免事務	C	小田原市及び南足柄市の事務処理方式を基に、他市の基準等を参考に して見直しも検討する。	両市の事務処理方式は同じため、現行の方式を継続するが、他市の 事例等も参考にしてみ直しも検討する。			
028119	個人市民税の納税通知 書・申告書等の様式作 成事務	C	小田原市の様式を適用する。	申告書や納税通知書の内容に大きな相違はないため、両市のどちら かに統合するのが合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方 式を適用する。ただし、全庁的な基幹システム選定による課税シス テムの決定により、様式の調整が必要になる場合がある。			
028120	納期特例に関する事務 (特別徴収)	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	地方税法に基づく事務のため内容に大きな相違はなく、両市のどち らかの方式に統合するのが混乱が少ないので、処理件数の多い小田 原市の方式を適用する。			
028121	年末調整説明会	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務内容は同じため、規模の大きい小田原市の方式を適用する。 開催回数については対象者の要望等により検討する。			
028123	申告受付事務	C	小田原市の方式に統合	事務内容はほぼ同様であるため受付件数の多い小田原市の方式に統 合するが、分庁舎や支所機能の配置及び職員数等の条件により、受 付日数及び会場等の縮小が必要になるため、相当な調整を要する。			
028124	課税調査等事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務処理内容はほぼ同じであり、両市のどちらかの方式をとるのが 合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。た だし、全庁的な基幹システム選定による課税システムの決定によ り、事務内容やスケジュール調整が必要になる場合がある。			
028125	国税連携事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務処理内容に大きな相違はないため、両市のどちらかの方式をと るのが合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方式を適用す る。ただし、全庁的な基幹システム選定による課税システムの決定 により、事務内容やスケジュール調整が必要になる場合がある。			
028126	市民税関連事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務内容は同じため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。			
028127	法人市民税申告書・納 付書発送事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	地方税法に基づく事務であり内容に大きな相違はない。両市のどち らかの方式に統合する方が混乱が少ないので、処理件数の多い小田 原市の方式を適用する。			
028128	法人市民税賦課調定事 務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	地方税法に基づく課税制度のため事務処理内容に大きな相違はない ため、両市のどちらかの方式をとるのが合理的であるので、処理件 数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、全庁的な基幹システ ム選定による課税システムの決定により、事務内容やスケジュール 調整が必要になる場合がある。			
028129	法人の設立・開設・変 更・異動に関する事務	C	両市の現行の方式を継続する。	地方税法に基づく事務であり、省力することは出来ない。また、両 市の事務処理方式は同じため、現行の方式を継続する。			
028130	大手法人動向調査事務	C	小田原市の方式で実施する。	法人市民税の申告見込額を確認し、歳入予算事務の参考にするのに 必要なため、小田原市の方式により調査を実施する。			
028131	法人市民税関係の様式 作成事務	C	小田原市の様式を適用する。	申告書や納税通知書の内容に大きな相違はないため、両市のどちら かに統合するのが合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方 式を適用する。ただし、全庁的な基幹システム選定による課税シス テムの決定により、様式の調整が必要になる場合がある。			
028132	地方税電子申告（エル タックス）事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	事務処理内容自体には大きな相違はないため、両市のどちらかの方 式に統合するのが合理的であるので、処理件数の多い小田原市の方 式を適用する。ただし、全庁的な基幹システム選定による課税シス テムの決定により、事務内容やスケジュール調整が必要になる場合 がある。			
029103	市税の口座振替推進事 業	C	事業を廃止する。	類似団体に類似事業がなく、事業効果も少ないと考えられる。IT 技術の進歩によりWeb口座振替受付システムを提供する企業もある ため、必要に応じて、こうした技術を利用し、口座振替の利用促 進を図る方向に転換する。			
029104	市税コンビニエンスス トア収納に関する事務	C	現行のまま新市へ引き継ぐ。	処理件数の多い小田原市の方式に合わせる。			

(3)市民部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
032116	空家等対策事業	C	新市として、空家等対策に取り組んでいく。	空家等問題は、防災・防犯・安全安心・環境・衛生・地域の活性化・景観の保全など、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしており、対策を講じていくことが必須であることから、新市として、空家等対策に取り組んでいくこととする。			
032138	自転車駐車場の管理運営事務	C	新市として、市内の自転車駐車場の整備・管理運営を行っていく。	駅を利用する通勤者や通学者の利便性を高めるため、また、駅前等の放置自転車等を発生させないため、新市として、市内の自転車駐車場の整備・管理運営を行っていく。			
032141	放置自転車対策事業	C	新市として、放置自転車対策事業に取り組んでいく。	自転車等放置対策事業は、公共の場所における自転車等の駐車秩序を維持するとともに、公共の場所の交通の安全及び都市の良好な環境の保持に資するため、必須な事業であることから、新市として、放置自転車対策事業に取り組んでいくものとする。			
032151	消費生活相談事業	B	小田原市の現行を維持する。小田原市が足柄下郡3町（箱根町・真鶴町・湯河原町）南足柄市が足柄上郡5町（中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）と協定を結んで、広域連携をしているため、対象が2市8町となる予定である。	相談員現員数については類似団体事例から5人とする。窓口体制は相談件数の実績から小田原市の現行で対応可能とする。	○	○	1
033128	おだわら市民交流センター管理運営事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみ有する施設であるため、小田原市の方式を適用する。			
033171	人権擁護委員推薦事務	C	人権擁護委員法に基づき、引き続き該当者の推薦を行う。	人権擁護委員法に基づき、引き続き該当者の推薦を行う。新市における委員の人数等は、法務局の方針による。			
033175	かながわ医療通訳派遣システム関係事務	C	現行のまま継続する。	実施主体であるかながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会は、県下各市が構成員となっているものであるため、新市となっても、現行のまま事務は継続する。			
033180	社会を明るくする運動事業	C	小田原市及び近隣他市の事務処理方法を適用し、推進委員会を設置し、関係団体の協力を得ながら実施する。経費負担については、小田原市の現行の額とする。	国の方針に沿って、自治体の長を委員長とした推進委員会による実施とする。経費負担については、小田原市の現行の額とする。			
033181	男女共同参画プラン関係事業	B	南足柄市及び近隣他市の事務処理方法を適用し、常設で男女共同参画プランの推進管理を行う附属機関に、プランの策定も行わせるものとする。	プランの進捗管理と策定を同じ組織で行う。			
033187	女性に対する暴力をなくす運動事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続実施。	企画展示や認知度が上がってきているパープルリボンプロジェクトを継続する。			
033197	女性弁護士による無料法律相談	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	相談員で対応のできない法律相談があるため。	○		2
033199	DV被害者一時保護事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、継続実施。	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、関係各課等と連携を図りながら継続実施する。			
033200	DV被害者支援に関する三者協働事業	C	現行のまま継続。	一時保護施設の安定的な確保のため、現行のまま継続。			
033201	DV等対応関係機関庁内連携事務	C	一般的な情報共有やカンファレンスなど、案件に合わせて、関係課が集まる形で実施する。	両市の取り扱い案件をもらさず対象とする。			
033202	DV被害者支援に関する1市3町連絡調整事務	C	小田原市の現行のまま継続。	新市となっても、小田原保険福祉事務所及び近隣3町との連携は不可欠であり、小田原市の現行のまま継続。			
033203	DV被害者支援に関するNPOとの連携事業	C	小田原市の現行のまま継続。	継続的な被害者支援を維持するため、小田原市の現行のまま継続。			
033204	人権指針の進捗管理事業	C	新市として、人権指針の整備を行う。指針の進捗管理に関する組織については、設置要綱は残すが、任用は必要の都度とする。	指針の進捗管理に関する組織については、近隣他市と同様に、必要に応じて召集するものとする。			
033205	人権啓発事業	C	現行のまま継続実施。時期や会場については要検討。	近隣他市と同水準のため、現行のまま継続実施。時期や会場については要検討。			
033206	人権啓発活動委託金事務	C	現行のまま継続。	人権啓発事業の充実のための財源確保として、現行のまま継続。			

033210	いじめ問題再調査会事務	C	現行のまま存続	両市ともに同じ対応であり、現状維持とする。			
033211	市民功労表彰事務 表彰審議会に関する こと	B	市民功労表彰と一般表彰を統合し、南足柄市の功労表彰、善行表彰を別の表彰事業と統合する。	市民功労表彰と一般表彰を統合し、南足柄市の功労表彰、善行表彰を別の表彰事業と統合する。 功労者の水準は小田原市と南足柄市で調整する。	○	○	3

#### (4)文化部会

事務事業 番号	事務事業名	協議 ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業 調査
					小田原市	南足柄市	
051104	小田原文化レポーター による情報発信事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	取材等の範囲を南足柄市まで広げる（現在も小田原市に限っておらず、市民が楽しめる近隣のイベントやゆかりの催物なども対象としている）			
051106	小田原城ミュージック ストリート実行委員会 負担金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	参加者は市民以外でも参加可能。実行委員会において会場等の増加を検討する可能性がある			
051108	市民による音楽フェス ティバル実行委員会負 担金交付事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	事務処理方式は現状のままとし、南足柄の合唱団体等にも参加を呼びかける			
051110	野外彫刻維持管理事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	野外彫刻は財産として引き継がれるので、現状の事務処理を継続する			
051111	昼のミニコンサート開 催事務	C	小田原市の事務処理方式を適用するが、回数、会場を増加する	小田原市の実施方法で、それぞれの庁舎等で実施する			
051112	ODAWARAコンサートパ ンク運営事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが募集や活用の範囲を広げる			
051113	小田原文化サポーター 調整事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	事務処理方式は同様だが、小田原文化サポーターが活動域を広げる可能性がある			
051114	アウトリーチ事業開催 事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが、回数を増加		○	4
051115	鑑賞事業開催事務	C	現行のままそれぞれの方式で実施する	会館の運営方式に合わせてそれぞれの会館で実施する			
051116	ワークショップ開催事 務	C	現行のままそれぞれの方式で実施する	会館の運営方式に合わせてそれぞれの会館で実施する			
051117	文化セミナー開催事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	情報発信の範囲や会場が広域的になる			
051118	おだわら文化事業実行 委員会事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	会館の管理運営方法が、現状のまま、もしくは小田原市の方式で統合する場合は、現行のまま実施する			
051120	かもめコンサート開催 事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	事務処理方式は現行のまま、情報発信域を拡大する（現状も特に小田原市に限っていない）			
051121	市美術展開催事務	C	現状のままそれぞれ新市に引き継ぐが、3年を目処に新たな水準を検討する	各団体と調整しながら、新市まとめでの美術展の実施をする方向で検討する。			
051122	市民文化祭開催事務	C	現行のまま新市に引き継ぐが、3年を目処に新たな事務処理方式に移行する	文化（団体）連盟の再編成と共に検討していく			
051123	文化振興事業参加者祝 い金事務	C	廃止	平成28年度で廃止（休止）の予定のため			
051127	ときめき国際学校実行 委員会負担金	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが参加募集及び活動範囲を広げる			
051137	大学連携連絡協議会開 催事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが、連携事業の内容については今後検討する			
051138	関東学院大学連携交流 事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	小田原市の事務処理方式を適用するが、連携事業の対象者が拡大する可能性がある			
051151	南足柄市文化会館テレ ビ共同受信施設利用組 合助成金事業	C	現行どおりテレビ共同受信施設利用組合に対し、同額の助成を続けるため、事務を行う。	組合加入者の組合費（40,800円：100円×12か月×34戸）では、役員報酬（9,000円）、維持管理費（東電及びNTT共架料、増幅器電気料（48,266円）の支払い）、事務費2,000円が、賄えないため助成事務を継続する。			
052101	管理奨励金及び清掃謝 礼	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	市民の財産でもある市指定文化財の維持管理していただいている所有者及び管理者に対して謝礼を交付する。			



052107	埋蔵文化財調査・整理事業	C	現行のまま存続	建築確認申請書による事前協議・調整、国庫補助対象の本格調査の実施、出土した木製品・金属製品等の腐食を防止する保存処理の実施の取り扱いが異なるが、これらは埋蔵文化財保護行政にとって必要不可欠なものであるため、今後も存続して実施していく。			
052108	遺物保存管理事業	C	現行のまま存続	発掘調査等により出土した遺構・遺物の資料は、国民共有の財産として将来に伝えていかなければならないので、引き続き適切に保存・管理していく。			
052110	本丸・二の丸整備事業	C	現行のまま存続	「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づき、引き続き史跡整備を行う。			
052111	八幡山古郭・総構整備事業	C	現行のまま存続	「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき、引き続き事業を実施する。			
052112	史跡等用地取得事業	C	現行のまま存続	国指定史跡である小田原城跡の保存を図るために、引き続き公有地化を進める。			
052113	史跡石垣山整備事業	C	現行のまま存続	これまで史跡内の石垣の保全工事等を順次行ってきており、引き続き必要な工事を実施していく。			
052114	早川石丁場群整備事業	C	現行のまま存続	平成28年4月1日に史跡指定され、今後の管理や活用方策等について検討し始めたところであり、引き続き事業を実施していく。			
052115	文化財建造物保存調査事業	C	現行のまま存続	現在、年間3万人を超える入場者があり、観光資源の一つとして活用されていることから、今後も引き続き事業を存続する。			
052116	指定文化財等保存管理事業 (草刈り、監視業務等)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	国有史跡見回りは、国庫補助事業でもあり引き続き実施する。両市の草刈り対象部分を嘱託員を雇用し実施する。市指定文化財の見回り監視は、予算の制約から年間の実施件数15件を維持する。南足柄市で行う職員による草刈りは1か所のみであるため、嘱託員が行う業務に含める。			
052118	指定文化財等保存管理事業 (台帳管理及び現状変更事務)	C	国県市指定文化財を台帳にて管理を行う	国県市指定文化財管理のための台帳を見直し、整理する			
052119	文化財保護委員会(審議会)事業・未指定文化財の調査	C	小田原市の事務処理方法を適用する。なお、委員は合併後の小田原市の委員の任期満了に伴い改選することとし、人選にあたっては総合的な観点から選出する。	多種多様な文化財の保存及び活用について協議していただくためには、小田原市で実施している水準が最低限必要となる。また、委員の人選については、南足柄市におけるこれまでの経緯を踏まえてバランスよく選任するため。			
052120	史跡小田原城跡調査・整備委員会	C	現行のまま存続	史跡の調査・整備に係る協議を行うためには、多方面の専門家により委員会を構成する必要があることから現状の水準を確保する。			
053111	小田原文学館の管理・運営	C	定期休館日(週1回)を設ける。	施設の老朽化が進んでいるため、保守点検や維持修繕をするため、定期休館日(週1回)を設ける。			
053114	図書館協議会の運営	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	図書館法に基づき、図書館の運営に関して図書館長の諮問に応じるとともに、図書館長に対して意見を述べる機関として機能するためには、小田原市の実施方式を適用することが最適であるため。			
053115	小田原文学サロン	C	事業を継続する。	小田原市独自の事業であるが、対象を南足柄市を含めた事業に変更し、継続する。			
053116	図書館の維持管理事業	B	当面は現行のとおり、各館で自館分の維持管理事業を実施する。将来に向けては効率的な運営を検討する。	図書館施設(市立図書館、かもめ図書館、南足柄市立図書館)の良好な状態を維持するため、各館で予算を保有し、自館分の清掃・警備のほか、各種設備の保守点検を実施するとともに、不具合箇所の維持修繕を行う。			
053117	市史編さん事務	C	合併を機に廃止する。	平成15年度から開催されていないこと、健全な財政運営・行政改革の推進の観点から必要性の乏しい事業であることから廃止する。			
053118	学校図書館配本業務	C	現行のまま継続する。	現在、小田原市では学校図書館への配本は実施しておらず、ネットワークも未整備の状況のなか、実施には調整を要するため、当面は既存事業の範囲内で実施する。			

053119	自動車文庫	C	小田原市の事業を、南足柄市域にも拡充し実施する。	配本所については精査をする必要はあるが、今後も図書館サービスを市内全域（南足柄市域を含める）で提供していくため、現行の事業内容を継続する。		○	5
054102	スポーツ大会等に関する事務	B	現在両市で行っている事業はそのまま継続して行っていく	両市における体育協会関連以外の事業としては「柔・剣道練成教室」「にこにこ走ろう大会」「市長杯パークゴルフ大会」等があるが、これらについては市民の思い入れも強く、合併によって廃止する根拠もないため、当分継続して実施する。（体協事業、ウォーキング大会は別調書）			
054114	スポーツ振興祝い金交付事業	B	小田原市の水準を適用する	54018方針案1のとおり祝い金事業が存続するため、事務手続きにおいても小田原市の水準を採用する。			
054116	スポーツ推進委員活動促進事業	C	スポーツ推進委員協議会は現状の両市の人数のまま統合し、報酬は小田原市の水準を適用する。	小田原市の委員は連合自治会区から選出されるため、直ちに減員は難しい。南足柄も市域が縮小するわけではないので委員数は合算とする。報酬は安価な小田原市の水準に統一する。			
054117	総合型地域スポーツクラブ推進事業	B	小田原市の水準を適用する	クラブ加入者の多い小田原市の水準に統一し、講師派遣を依頼や、スポーツ施設の先行予約を行う。			
054118	スポーツ推進審議会事務	C	小田原市の水準を適用する（年間2～3回の開催）	定数、報酬等を小田原市の水準に統一するなかで、開催回数についても同程度とする。			
054119	スポーツ推進計画に関する事務	C	スポーツ推進計画に係る事務については、新市として継続する。	スポーツ基本法に基づき、各自治体にスポーツ基本計画の策定が求められていることから、合併に伴い現在の「小田原市スポーツ振興基本指針」「南足柄市スポーツ推進計画」をふまえ、新市のスポーツ推進計画を策定する。スポーツ基本法に基づいて進めるべき事務のため、他の方針案はなし。			
054129	体育施設等指定管理者選定委員会事務	C	小田原市の水準を適用する	付属機関の設置を規模の大きい小田原市の水準を適用する中で、事務取り扱いについてもそちらを適用する。			
055107	学習情報の収集及び発信事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	生涯学習情報の一元化した収集及び発信できるため、市民も検索しやすくなる。		○	6
055122	公民館連絡協議会・自治会公民館長会議事務	C	小田原市の事務処理方法を適用することとし、南足柄市の中部公民館及び自治会公民館は小田原市公民館連絡協議会に加入する。なお、南足柄市の単位自治会公民館長を対象とした自治会公民館長会議は廃止する。	南足柄市の事務は小田原市の事務と内容が同じであることから、実施事業の多い小田原市の事務処理方法を適用する。			
055128	郷土研究会等開催事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみ実施する事務事業であり、テーマを拡充して継続			
055131	郷土資料収集・保管・活用事業	C	現行のまま存続	博物館法に基づく博物館相当施設及びこれに類似する施設として、2市の事務事業の内容が同一であり、現行のまま引継ぐ			
055137	郷土文化館・郷土資料館管理事務	B	現行のまま施設の管理運営を継続するが、職員体制の見直しを行う。	館長に相当する職（非常勤館長）については所管課長の兼務とし統合する			
055141	各種協議会団体交流事業	C	現行のまま存続する。神奈川県博物館協会には郷土文化館のみ加盟を継続	負担金の拠出が必要な神奈川県博物館協会には、郷土文化館が代表して加盟			
055143	博物館実習等研修対応事業	C	現行のまま存続	博物館法に基づく博物館相当施設及びこれに類似する施設として、2市の事務事業の内容が同一であり、現行のまま引継ぐ			
055144	物品販売管理事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する	販売物品の種別が多い小田原市の方式を適用し、相互に物品を販売する			
055148	博物館構想策定事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、郷土資料館を検討対象に加える	小田原市のみ実施する事務事業であり、対象範囲を広げて現行のまま継続			
055168	社会教育委員に関する事務	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市とも事務内容は類似しているため、小田原市の実施方法を適用する。			

(5)環境部会

事務事業 番号	事務事業名	協議 ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業 調書
					小田原市	南足柄市	
061101	環境基本計画推進事業	C	新市の環境基本計画を策定する。年次報告書を毎年度に作成し公表することにより、市民意見の聴取等、市民参画を得て、市民、事業者と一体となって環境基本計画の進行管理を行う。新計画策定までの期間は、両市の環境基本計画により、施策を実施し、年次報告書を作成、進捗管理を行う。	市域の拡大に伴い広範な環境課題に対応するため、新たな環境基本計画を策定する。そして、新たな計画の進捗状況を管理し、施策に反映するため、年次計画書を作成する。			
061102	環境行動計画に関する こと	C	廃止する。	環境行動計画は、南足柄市環境基本計画（第二次）に示された目標を達成するための具体的な行動指針として策定したもので、新市において、策定する新たな環境基本条例や環境基本計画の中に盛り込む。			
061103	環境審議会運営事業	C	小田原市の水準を適用し実施する。	市域が拡大し、課題も増えるため、審議会や部会の開催回数は小田原市の実施方法を適用する。			
061132	再生可能エネルギー事 業奨励金交付事務	B	継続実施。	小田原市事業であるが、国の固定価格買取制度を利用して、事業の用として再生可能エネルギー発電設備を用いて行う発電事業に対して、事業開始の初期段階に要する費用の軽減を図ることにより、再生可能エネルギー導入を促進することができることから継続実施する。			
061136	メダカの保護事業	C	継続実施。	小田原市事業であるが、「酒匂川水系のメダカ」は、酒匂川水系に係る自治体とその保護活動を推進していく必要があるため。			
061137	コアジサシの観察会事 業事務	C	継続実施。	「市の鳥」に指定されているコアジサシの保護活動や普及啓発を行い市民の環境保全意識の向上を図るため継続実施する。			
061138	看板・カラス除けの設 置事務	C	継続実施。	小田原市事業であるが「市の鳥」に指定されているコアジサシの保護活動や普及啓発を行い市民の環境保全意識の向上を図るため継続実施する。			
061139	保存樹に対する奨励金 交付事業事務	C	廃止する。	新市の経費削減や行革の観点から廃止する。			
061140	保存樹林に対する奨励 金交付事業事務	C	廃止する。	新市の経費削減や行革の観点から廃止する。			
061141	酒匂川水系保全協議会 事務	C	小田原市の水準（総会及び理事会、各種事業、会計管理）を適用し実施する。	酒匂川水系の保全のため、事務局としての事務を担う必要があるため。			
061143	環境美化促進重点地区 美化啓発清掃業務	C	小田原市の水準（作業時間、人数、範囲、実施日等）を適用し実施する。	環境美化促進重点地区内の美化清掃業務にあたっては、地区内の美化推進と美観の保護に今後も努めていく予定であるため。			
061156	環境美化推進員・環境 委員委嘱	C	小田原市の水準を適用し実施する。	環境美化推進員を置くことで、ごみステーションの保全管理や地域美化の活動向上に繋がるため。			
061157	環境美化活動表彰	C	小田原市の水準（対象・推薦方法等）を適用し実施する。	市内で環境美化について顕著な活動を行っている団体及び個人並びに環境美化推進員を表彰し、その功績を称えることにより、もって本市の継続的な美化活動の活性化を推進するため。			
061160	全市一斉清掃・美化 デー	C	小田原市の水準（周知方法、実施時期、参加者への依頼事項等）を適用し実施する。	家庭単位による清掃を全市的に行い、わたしたちのまちを「きれいなまち」にする自覚と責任を共有するため			
061161	美化清掃車両助成金・ 美化デー運搬車両助成 金に関する事務	C	廃止する。	新市となった場合、廃棄物回収を直営で行うことができるため。			
061179	騒音規制法・振動規制 法に基づく事務	C	継続実施。	法令により規定されており、両市同一事務を行っているため。			
061180	騒音規制法・振動規制 法に基づく工場立入調 査事業	C	継続実施。	現状のまま苦情発生時にのみ対応する。			
061181	騒音・振動調査事業	C	①騒音規制法に基づく、自動車交通騒音の常時監視の実施②騒音規制法に基づく、市内の環境騒音調査の実施に関しては小田原市の事務処理方法を適用するが、実施水準（場所・回数等）は見直し新たな水準で行い、③市民からの要望による新幹線騒音振動調査の実施は[061191情処理事業]において行う。	①②においては法令で決められているため小田原市の現状のまま実施し、地点数を検討する。測定は直営とする。			

061182	小田原市豊かな地下水を守る条例に基づく受理事務・南足柄市水資源の保全及び利用に関する条例に基づく届出事務	C	水資源保全利用基本計画の変更(改正)、水資源かん養保全区域の設定や行為の届出、キャンプ等禁止区域の設定に関しては南足柄市事務処理方法を適用する。 地下水採取等の届出に関する項目については、小田原市事務処理方法を適用する。	水源地域における保全に関しては、継続して行う必要があるため、南足柄市事務を継続する。南足柄市の既設井戸の揚水能力が全て1時間につき12.5立方メートル以上(1日8時間で100立方メートル)であることから地下水の届出に関する項目は小田原市水準にて統一する。			
061183	地下水保全会議事務	C	南足柄市事務処理方法を適用する。	足柄上地区における適正な地下水保全・利用及びその管理のための施策を総合的に進めるため、足柄上地区地下水連絡保全会議を開催し、地下水の現況を継続的に把握し、良好な地下水・水源環境の長期的な維持・管理に向けた対策・検討を行う。酒匂川上流(足柄平野)での水収支調査は、地下水の使用が多いという地域特性上、状況把握の必要があるため継続する。			
061184	地下水質調査事業	C	継続実施。	両市の条例及び061183[地下水保全会議事務]や、地域特性上、地下水の利用が多い地域であることより、市内全域の状況調査は必要である。これより現状の調査は継続して行う。			
061185	温泉開発に関する事務	C	継続実施。	神奈川県からの意見照会に対する両市同一事務のため			
061187	土地履歴照会に関する事務	C	小田原市事務処理方法を適用する。	不動産業者等は土地取引における重要事項照会のため、現状のまま継続。県土木に対しても同様に対応。			
061189	河川流量・雨量観測事業	C	継続実施。	新市における産業の振興を図るため、地下水の利用を積極的に進めることが可能となる地下水等の状況を継続的に調査する。河川流量、雨量及び地下水水位観測体制が整備されているため、廃止することは難しい。			
061190	神奈川県環境の保全等に関する条例に基づく届出受理・経由・副申事務	C	事後・事前届けに関しては、継続実施。 土壌汚染関連に関しては小田原市の事務処理方法を適用する。	条例に基づく事務処理のため、事前・事後の届出に関しては現状のまま運用。土壌汚染に関しては土壌汚染対策法を委譲されていることにより、内容審査・受理事務が発生するため、小田原市に統一。			
061191	苦情処理事業	C	小田原市の水準を適用し実施する。	両市の水準に大きな差異は無いが、市民サービスの観点から、小田原市では苦情を受け付けをホームページからも行っていることから、小田原市の水準を適用する。[061181 騒音・振動調査事業]の新幹線騒音振動調査は苦情対応として行う。			
062103	燃せるごみの減量推進事業	B	段階を追って、小田原市の水準で実施する。 剪定枝に関しては、再資源化方法等を検討する。	小田原市の水準で検討するが、取り組み内容は、指定ごみ袋の販売店制度、段ボールコンポストの生(いき)ごみクラブ、学校、企業との連携など、市民による活動、地域による取り組み、地域、企業、学校との協力による部分が多く含まれるため、合併時にとらわれず時間をかけて徐々に小田原市の水準に近づけていく。		○	7
062104	ごみ減量意識啓発事業	C	小田原市の水準で実施する。 (各水準内の取り組みについては両市の内容を合わせて実施する。)	両市とも啓発活動には力を入れており、自治会や学校を重要視している点も同じであり、両市のノウハウを活かしつつ事業を継続し、自治会や学校との協力体制を構築する。意識啓発は、手間がかかる割に効果の算定が難しいことから、優先順位が低くなってしまっているが、将来を見据えた施策としてしっかりと実施しなければならない。			
062109	事業系ごみ減量強化事業	C	小規模事業者対策としての特定ごみ制度の扱いを踏まえ、事業内容を再構築する。	両市とも、事業系ごみの対策を、今後、力を入れなければならない事業と捉えている。共通する部分の多い事業であるため、ゼロベースからの検討が可能と考えている。			
062117	古紙リサイクル事業	B	小田原市の水準を適用する。 古紙リサイクル事業組合による収集業務を行う。	ごみステーションによる現在の収集サービスと「その他紙」等の分別区分を小田原市の水準を適用し、かつ、コストを安く抑えるためには、本市の水準に合わせ、小田原市古紙リサイクル事業組合との協定による紙布類のリサイクルが望ましい。		○	8
062120	焼却灰及び残渣最終処分事業	B	当面は両市それぞれの処理先、処理方法を継続する。 将来的には、広域化計画等の状況を踏まえ検討する。。	ごみの発生量、最終処分場の状況、資源化の状況、不燃ごみの処理方法等により、それぞれの置かれている状況に違いがあるため、お互いの処理を継続する。			
062123	資源ごみの資源化事業	C	当面はそれぞれの水準で実施し、将来的には小田原市の水準に統一していく。	資源化処理の方法については当面はそれぞれの水準で実施し、できるところから小田原の水準に合わせる。			

062129	容器包装リサイクル事業	C	当面は両市それぞれの施設での処理を継続する。	容り協の基準を満たすことを第一に考える。中間処理については、双方の委託先施設の処理量等に限界があることから、現状では1か所に統合できないため、それぞれ現状維持で委託する。			
062133	一般廃棄物処理に係る計画策定及び処理方針検討事業	C	双方の一般廃棄物処理基本計画を始めとした各種計画については、ごみの総量の見直し等一本化し見直す必要がある。新市としての新計画を策定する。	新市のごみ処理の方針、考え方に従い、数量的な見直しを行う。			
062136	医療系廃棄物適正処理事業	C	小田原市の水準で実施する。ただし、南足柄市（足柄上医師会）との調整が必要。	小田原医師会との協定を活かし、新市として調整する。			
062140	神奈川県都市清掃行政協議会	C	継続実施とする。	県内市の協議会であるため、継続して参加する。			
062152	受入れごみ計量・処理業務	C	小田原市の実施方法を新市に引き継ぐ。	2市間で基本的な業務内容は変わらないが、土曜・祝日の受入れや一般廃棄物管理票の取り扱いが異なるため、小田原市の実施方法を引き継ぐこととする。		○	9
062158	清掃手数料賦課事務	C	小田原市の実施方法を新市に引き継ぐ。	2市間の実施方法における違いは、調定の時期のため、現在の小田原市の実施方法を新市に引き継ぐこととする。			
062163	蛍光灯ほか収集運搬事務	C	当面はそれぞれの実施方法を継続する。	2市間での差異は、契約方法及び対象品目。現時点でどちらかの方法に決めるのは難しいため、当面はエリア分けして各市の実施方法を継続する。			
062167	安全衛生委員会事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市の運営状況から、水準が充実している方を採用している。			
062172	廃食用油を利用したBDFの活用	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	廃食用油を利用した100%バイオディーゼル燃料の導入拡大の可能性を探るための調査及び研究を引き続き行う。両市ともバイオディーゼル燃料を使用している。エネルギーの地産地消。循環型社会の構築。			
062173	湘南四市収集運搬業務関係課連絡協議会	C	現行のまま存続	協議会での情報収集は大変有効である。新市の代表として参加。			
063101	斎場整備運営事業	B	廃止とする	合併時期が平成32年度中と想定され、協議会解散予定がそれ以前になされることによる			
063102	犬の登録・鑑札交付事務	C	南足柄市の水準(手数料の種別)を適用し実施する	南足柄市及び類似団体の状況が同様(鑑札の引換え手数料が無料)であることから、その水準に合わせる事が適当であると考えられるため			
063103	狂犬病予防注射事業	C	両市の内容に差異がないため、継続実施とする	両市の内容に差異がないため			
063104	犬猫の飼い方マナー啓発事業	C	小田原市の水準(看板の貸し出し、犬のしつけ教室の実施)を適用し実施する	犬フンの放置禁止看板や、猫の迷惑行為の禁止看板の貸し出し、犬のしつけ教室の実施により、飼い方のマナー向上を図ることが期待できるため。			
063106	野良猫対策事業	C	継続実施とする	小田原市で平成28年度から始めたばかりの事業であり、しばらくは現状維持のまま実施するのが妥当であると考えたため。			
063118	S群及びH群の捕獲許可申請事務	C	継続実施とする	野良猫対策は重要な施策のため現行のとおり継続実施とする			
063126	清掃手数料賦課徴収事務	C	小田原市の水準(納期、徴収事務)を適用し実施する。	し尿収集のみ新市で行い、浄化槽汚泥は許可業者制とするため、浄化槽の賦課徴収は無くなる。063125し尿収集事業にあわせ、小田原市の水準(納期、徴収事務)とする			
063128	小田原市斎場運営および維持管理業務	C	継続実施とする	現斎場は現状のとおり実施する。なお、新斎場は、小田原斎場PFI(株)で管理運営する予定。			

## (6)福祉医療部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調査
					小田原市	南足柄市	
071107	市戦没者慰霊祭開催事務	B	①毎年：新市で慰霊祭を行う ②隔年：足柄上地区大祭も行う	一体性の確保を保ちつつ地域の特性も尊重する。			
071108	外国籍高齢者・障がい者等福祉給付金に関する事務	C	公的年金を受給することができない外国籍市民等の高齢者・障がい者に対し、給付金を支給する。県の事業のため、他の方針案はない。	毎年7月に現況届を提出してもらう。9月と3月に半年分の給付金を支給する。			
071113	民生委員児童委員事業	B	部会の運営を4部会とする。その他の影響は少ないと見込めるため、現行を継続。	適正規模準拠のため、部会の運営を4部会とし、その他は両市の相違は少ないため、現行を継続。			

071114	被災者支援事業	C	①遺族又は被害者からの申出並びに市の情報収集により災害による被害を把握する。 ②当該事案の事由等の調査を行う。 ③支給の要件に該当した事案の対象者に対し、弔慰金等の支給を行う。	事務事業の実施方法については、他市もほぼ同様の方法を採用していることから、調整（案）は、1のみとした。			
071115	臨時福祉給付金事業	C	方針なし	国による全国一律の措置であり、平成29年度中若しくは年度末で終了する事業のため、調整の必要はない。			
071120	避難行動要支援者名簿及びマップ作成事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。ただし、現在の対象者を継続。	小田原市の事務処理方法を適用する。		○	10
071131	地域福祉計画策定事業	C	小田原市の現況を適用	地域福祉計画と地域福祉活動計画の冊子を一本化することにより、両計画の事業の関連性が明確にでき、かつ、市民と市及び社会福祉協議会の役割を併記できることから、小田原市の現況を適用する。			
071132	中国残留邦人等支援事業	C	事務処理等、現行を引継ぐ	国で制度が決まっており、市での裁量がないため事務処理等、現行を引継ぐ			
071134	生活保護業務	C	事務処理等、現行を引継ぐ	国で制度が決まっており、市での裁量がないため事務処理等、現行を引継ぐ			
071183	生活困窮者自立相談支援事業	C	事務処理等、現行を引継ぐ	国で制度が決まっており、市での裁量がないため事務処理等、現行を引継ぐ			
071184	住居確保給付金支給事業	C	事務処理等、現行を引継ぐ	国で制度が決まっており、市での裁量がないため事務処理等、現行を引継ぐ			
071198	年金生活者等支援臨時福祉給付金事業	C	方針なし	国による全国一律の措置であり、平成29年度で終了する事業のため、調整の必要はない。			
072102	福祉タクシー利用助成事業	C	現行のまま存続。	南足柄市で実施していないため他案なし。			
072104	計画策定検討事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	072002「おだわら高齢者福祉介護計画策定検討委員会委員、南足柄市介護保険運営審議会委員（附属機関委員）」（Aランク事業）の方針案を踏まえ、その他事務処理については、小田原市の事務処理方法を適用する。			
072106	高齢者はり・きゆう・マッサージ等施術費助成事業	C	廃止する。	072043「高齢者はり・きゆう・マッサージ等施術費助成」（Aランク事業）の方針案が廃止のため。			
072110	敬老祝金贈呈事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	072028「敬老祝金品・長寿祝品」（Aランク事業）の方針案1に基づき、事務処理については南足柄市の事務処理方法を適用する。			
072111	敬老祝品贈呈事業	C	廃止する。	072028「敬老祝金品・長寿祝品」（Aランク事業）の方針案を踏まえ、本事業については廃止する。			
072112	長寿祝品交付事業	C	廃止する。	072028「敬老祝金品・長寿祝品」（Aランク事業）の方針案を踏まえ、本事業については廃止する。			
072118	外出支援サービス事業	C	廃止する。	同事業は高齢者や障がい者を対象に実施しており、南足柄市社会福祉協議会へ委託しているが（高齢介護課からは高齢者分を委託）、高齢者の利用者数は減少しているため、高齢者分の委託を廃止する。		○	11
072122	地域包括支援センター運営事業	C	現行のまま存続する。	合併時は現行のままセンターを存続し、高齢者福祉介護計画策定の段階で改めて方針を決定する。			
072123	成年後見制度利用支援事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	現在、成年後見制度利用支援事業（申立費用・後見人等報酬助成）は小田原市及び南足柄市ともに、同様の方法で事業を実施しているが、市民後見人の養成・活動支援等の推進にかかる事業は南足柄市では実施していないため、合併後、同様に実施する。		○	12
072148	地域ケア会議開催事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	国の実施要綱に合わせ、3階層（個別会議、圏域会議、推進会議）で実施している小田原市の事務処理方法を適用する。			
072149	在宅医療・介護連携事業	C	現行のまま存続する。	関係団体（医師会等）との調整が完了するまでの間は（5年を目途）、現行事業を存続し、連携体制を図っていく。			
072156	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	C	現行のまま存続する。	両市同様の事務処理方法を適用しているため。			
072157	介護保険事業運営事業	C	現行のまま存続する。	両市とも同様の事業を行っているため、現行のまま存続する。			
072159	認定調査状況チェック事業	C	現行のまま存続する。	両市とも同様の事業を実施しているため、継続して実施する。			
072160	介護保険給付事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	法令に基づく事務のため、事務処理に大きな差異はないが、細部については、被保険者数や取扱い件数の多い小田原市の事務処理方法を適用する。			

072161	住宅改修等点検事業	C	現行のまま存続。	両市、事務処理方法が同じため。			
072162	医療情報との突合・縦覧点検事業	C	現行のまま存続。	両市、事務処理方法に差異がないため。			
072163	介護給付費通知事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	事務量削減のため、国保連合会に委託し、給付費通知の発送を年4回にする。	○		13
072171	介護従事者医療連携研修事業・ケアマネ情報交換会	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	介護支援専門員のケアマネジメントを展開するにあたり、医療従事者と顔の見える関係が必要になるため、地域の医療従事者を講師としている小田原市の事務処理方法を適用する。			
072175	訪問型サービス事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	既に小田原市にて実施している制度が多いので、小田原市の事務処理方法を適用する。		○	14
072176	通所型サービス事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	事務事業概要の①～④の全てを実施している小田原市の事務処理方法を適用する。一部しか実施していない南足柄市の事務処理方法を適用する場合、小田原市で実施している②～④の事業を廃止することは現実的に難しい。		○	15
072177	介護予防ケアマネジメント事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	地域包括支援センターへの委託事業として行っているため、ケアプラン作成や請求事務については、地域包括支援センターが実施する。			
073110	障がい福祉関係諸計画策定評価業務	C	小田原市の水準を適用する。	進行管理について、既存の地域障害者自立支援協議会に報告する。策定に必要な委員会用事務費やアンケート用郵送料は、必要の都度予算化する。			
073112	特別障害者手当等に関する事務	C	小田原市の水準を適用する。	申請の認定に当たり、医師の審査を実施する。扶助費は、Aランクで検討中である。			
073117	市心身障害児福祉手当給付事業	C	給付額は減額するが、実施方法等は現行を維持する。	小田原市のみで実施している事業のため。			
073120	障害福祉サービス給付費事業	C	現行の方法で実施する。使用システムに関しては、Aランク調書073062【障害者システム、障害者福祉システム】で検討する。	障害者総合支援法により実施しているため、現行の実施方法を継続。			
073126	補装具費	C	現行の方法で実施する。使用システムに関しては、Aランク調書073062【障害者システム、障害者福祉システム】で検討する。	障害者総合支援法により実施しているため、現行の実施方法を継続。			
073127	障害介護給付費等支払事務	C	委託先（国保連）で2市とも変わらないため1案のみ	委託先（国保連）で2市で変わらないため1案のみ。事務内容・予算は、2市を合算したものとす。なお、障害者システムについては、Aランクで検討中である。			
073134	障害者自立支援医療費給付事業（更生・育成医療）	C	現行の方法で実施する。	障害者総合支援法により実施しているため、現行の実施方法を継続。			
073146	障がい者住宅設備改良費助成事業	C	現行の方法を維持する。	実施方法については両市共通であるため、現行の方法を引き継ぐ。			
073150	移動支援サービス事業	C	現行の方法を維持する。	対象者に違いはあるが、実施方法については両市共通であるため、現行の方法を引き継ぐ。			
073151	日中一時支援サービス事業	C	現行の方法を維持する。	実施方法については両市共通であるため、現行の方法を引き継ぐ。			
073153	日常生活用具費給付事業	C	現行のまま継続する。使用システムに関してはAランク073062【障害者システム、障害者福祉システム】で検討する。申請の際には個人番号（マイナンバー）を記載させる（条例に規定）。	両市とも実施内容が同じため。			
073157	グループホーム移行者家賃助成事業	C	実施方法等は現行を維持する。	小田原市のみで実施している事業のため。			
073166	障がい者就職支度金給付費	C	実施方法等は現行を維持する。	小田原市のみで実施している事業のため。			
073176	障がい者福祉タクシー利用助成事業	C	小田原市の給付水準を維持し、事務内容についても小田原市の方法を適用する。	市民サービスの低下を防ぎ、事務の軽減を図ることができる。			
073177	重度身体障害者自動車燃料費助成事務	C	廃止する。	歳出額の増加を抑えることを優先したため。			
073178	障がい者施設等通所者交通費助成事業	C	実施方法等は現行を維持する。	小田原市のみで実施している事業のため。			
073179	更生訓練費支給事務	C	廃止する。	事業を行っていないため。			
073183	重度障がい者医療費助成事業	C	現行の方法を維持する。	委託先（国保連・支払基金）が、2市で変わらないため1案のみ。扶助費は、Aランクで検討。			
073188	障害児通所給付費	C	児童福祉法により実施しているため、現行の実施方法を継続。	障害児通所支援について、申請を受理し、給付決定し、利用した場合にその費用の原則100分の90を支給する。			
073195	水道料金助成事務	C	廃止する。	類似団体で事業を実施している市がなく歳出削減を図るため。			

073202	障害者診断書作成料助成事務	C	廃止する。	合併前の給付対象者が南足柄市12名と少人数であり、類似団体で事業を実施している団体はなく、歳出削減を図るため。			
073207	県西地域みんなのつどい主催者協議会事務	C	市としての補助内容の一本化。	事務局から1市(南足柄)8町からは、補助金の納入を求めているが、小田原市からは、会場である小田原アリーナの減免利用をその代わりとしている。別に参加団体負担金があり、小田原市直営事業所の参加負担金を支出している。南足柄市直営事業所の参加はない。			
073209	児童発達支援センター運営費	C	実施方法等は現行を維持する。	小田原市のみで実施している事業のため。			
073210	車いす改造に関する原動機取り付け助成事務	C	廃止する。	事業を行っていないため。			
073212	障害者生活相談支援員の設置に関する事務	C	現状のそれぞれの相談員が、両市の相談に対応する。	両市の事業内容(相談対象者)が異なるため、現状の雇用で両市の相談に対応していく。			
073213	障害福祉事務嘱託員に関する事務	C	現行のまま継続する。	小田原市のみで実施している事業のため。			
073214	身体障がい者自動車改造費助成事務	C	現行の実施方法を維持する。	対象基準に違いはあるが、事務手続きについて両市とも同じであるため。			
074101	献血普及啓発事業	C	現行のまま継続	法令において、献血の普及・広報等に努めるとともに、事業者に対し必要な協力を行うことが、市町村の責務であるため。			
074102	地域医療連携推進事業	B	現行のまま継続	難治性疾患(肝疾患・腎疾患・糖尿病)対策に対応できる医療従事者等の育成や市民等に対する疾病の正しい理解等が図られるため、継続して実施する。			
074106	地域医療審議会運営事業	C	現行のまま継続	必要の都度、会議を行うため継続する。			
074107	小児深夜救急医療事業	C	現行のまま継続	法律に基づき実施している事業であるため、現行の事務処理方法で実施する。			
074117	食生活改善推進員養成講座	C	小田原市の実施方法を適用する	毎年実施し、新市及び足柄下郡3町が共同で行う。開催内容は小田原市に合わせる。			
074118	食生活改善推進団体育成研修	C	小田原市の事務処理方法を適用する	南足柄市で実施している内容は小田原市でも実施しているため、小田原市の研修内容を行う。		○	16
074120	食育推進事業	C	両市の計画については一本化する。現在の会議体については合併時に一度廃止し、合併後新たな会議を編成する。	業務統一化のため			
074121	健康づくり推進員支援事業	B	現行のまま継続する。ただし、合併後3年を目途に事業内容を整理していく。	現在、南足柄市においては、小田原市と同様に地区自治会連合会ごとに推薦され、健康づくりに活動を行う個人に謝礼を支出する事業がないため、現状においては事業のあり方を検討することが難しい。			
074122	健康づくり推進地区活動	C	両市の実施方法を継続する。ただし、合併後3年を目途に事業内容を整理していく。	両市の組織の成り立ち、事業費の支出方法が違うことから、現状においては事業の整理・統合が難しい。			
074124	健康づくりサポーター事業	C	両市の実施方法を継続する。ただし、合併後3年を目途に事業内容を整理していく。	両市の事業内容に差があり、現状においては事業の整理・統合が難しい。			
074125	ふれあいけんこうフェスティバル/健康フェスタ	C	開催場所を交互に変えて開催する	地域住民や参加団体が集まりやすい			
074126	健康カレンダー発行事業	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、ページ数、発行部数を増やす。	市が実施する事業を周知するものであるため廃止できない			
074127	健康手帳交付事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する	健康増進法において市町村は冊子を配布することになっている		○	17
074128	健康教育事業	C	小田原市の実施水準を適用する	両市及び類似団体と比較し、市民の満足度及び経費において現案が最適と考えられるため他案なし。			
074133	自殺予防事業	C	南足柄市の実施水準を適用する	自殺予防講演会を実施するなど、内容の濃い事業が実施できる。		○	18
074134	防災医薬品等整備事業	B	小田原市の事務処理方法を適用する	南足柄市分の備蓄医薬品に係る廃棄処分費用を削減でき、経費及び事業の効率面においても現案が最適のため、他案なし。			
074166	健康増進計画に関する会議	C	現在の会議体は合併時に一度廃止し、合併後新たな会議を編成する。	適正規模準拠のため			
074167	南足柄げんき計画推進連絡会	C	現在の会議体は合併時に一度廃止し、合併後新たな会議を編成する。	適正規模準拠のため			
074193	特定不妊治療費助成事業	C	現行のまま継続	治療費助成を継続するため			



074195	保健センター／保健医療福祉センター管理運営事業	B	施設・職員について、それぞれの現在の市域に1箇所ずつ配置する。 施設の管理・運営については、現行を引き継ぐ。	健診事業等、両市ともに保健センターで行っているため、市民の利便性や運営面を考えると、それぞれの現在の市域に1箇所ずつ配置が必要である。 施設設置の目的に照らし、今後も維持管理していく。			
074199	医師会との連絡調整事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	小田原医師会管内の自治体と医師会の連絡調整事務は、基本的には小田原市が行っており、合併後も変わらないと思われる。			
074200	歯科医師会との連絡調整事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	歯科医師会との連絡調整事務は、毎年、小田原市は行っており、他案はない。			
074204	訪問看護事業	C	南足柄市域に民間事業所が進出した時点で廃止	現在、民間事業所は地域区分適用外の南足柄市を避け、小田原市側に事業所を設置し、南足柄市の人口密集地のみ訪問をする状況であるが、合併後解消されると思われる。			
075104	国民健康保険法定給付事務	C	現行どおり	法令等に基づき行われており、両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075110	国民健康保険任意給付（出産育児一時金・葬祭費）事務	C	南足柄市の事務処理方法を適用する。	葬祭費について、支給事務処理回数の少ない南足柄市の事務処理方式に合わせ、事務量の削減を図る。	○		19
075125	人間ドック助成事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	受付期間を6月1日～翌年3月31日とすることで、事務量の削減を図る。		○	20
075130	国民健康保険運営協議会事務	C	現行どおり	両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075133	片浦診療所（直診施設）運営管理事務	B	現行どおり	地域医療体制を維持するため、現在の事務処理方法を継続する。			
075134	国民健康保険料（税）料（税）率算定事務	C	小田原市の事務処理方法を適用し、毎年料率を算定することとし、料率は告示する。	被保険者数が多い小田原市で採用している料方式とすることで、混乱を少なくする。また、実態に合った料率とするため、毎年料率を算定する。			
075135	国民健康保険料（税）の賦課に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	即時更正対象者の範囲を限定することで事務量の増加を抑制する。		○	21
075136	介護保険料の賦課に関する事務	C	現行どおり	両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075137	介護保険料の減免に関する事務	C	現行どおり	両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075138	保険料（税）口座振替事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	口座振替開始通知の送付を行うことで、納付義務者が二重納付することを防ぐ。		○	22
075141	国民健康保険料（税）の軽減に関する事務	C	現行どおり	両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075143	国民健康保険料（税）の減免に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。 年度をまたぐ減免適用の場合にも、年度ごとに申請を要する。また決定についても、年度ごとに減免決定通知を送付する。	小田原市国民健康保険料減免取扱要綱に基づき、減免を行う。対象者の管理を確実にするため、また、市民にとって減免適用の有無が分かりやすくなるように、年度をまたぐ減免適用の場合でも、年度ごとの申請を要することとし、年度ごとに減免決定通知を送付する。		○	23
075145	保険料（税）関係書類の返戻調査事務	C	小田原市で行っている事務処理方式に他市の事例を追加して行う。	より詳細な調査を行う体制を整える。	○	○	24
075146	保険料（税）関係書類の公示送達事務	C	現行どおり	両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075148	保険料（税）関係書類の送付先変更事務	C	現行どおり	両市の事務処理方式に差異はないため調整なし。			
075150	保険料（税）過誤納金還付充当事務	C	小田原市の事務処理方式とし、月に1度還付通知を送り、還付請求書兼口座依頼書を返送してもらい口座振込で、又は還付請求書を窓口にて持参してもらい現金で支払う。	窓口業務の効率化のため。		○	25
075154	保険料（税）滞納整理事務	C	督促状及び延滞金の減免に関する取扱いについては、小田原市の事務処理方法を適用する。 徴収猶予の取扱いは、両市に差異がないため、現行を引き継ぐ。	督促状については、滞納発生から早期に着手するため、また、延滞金の減免については、滞納者個々の実情を汲み取るため、独自の適用要件を定めている小田原市の事務処理方法を適用する。		○	26
075186	保険料（税）電話催告事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。 ただし、未納者の増加に伴い、小田原市市税等納付促進センターの運営仕様にオペレーターを1名追加し、電話納付勧奨を行う。	滞納整理の一環である早期納付勧奨として、小田原市の処理方式が最適であると考えられる。		○	27
076106	出納事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076108	病院運営審議会事務局事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076124	政策的医療等実施事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			

076125	診療材料調達管理事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076126	滅菌物等処理供給事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076127	医療廃棄物等処理事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076128	職員住宅、看護師宿舎維持管理事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076129	院内安全対策事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076130	経営分析事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076131	広報事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076132	市立病院再整備検討事業	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076133	施設基準事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076134	予算作成事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			
076135	決算作成事務	C	現行のまま業務を継続する	合併後の市の事務事業を円滑に進めるためには左記取扱いが適当			

(7)子ども青少年部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調査
					小田原市	南足柄市	
081101	ひとり親家庭等医療費助成事業(資格管理)	C	小田原市の例により統合 申請場所は所管課窓口1箇所のみとする。	市が任意で行う自治事務であり、県の補助対象の事務である。補助対象は両市で差は無い。 申請場所は児童扶養手当との関連があるため所管課窓口1箇所のみとする。			
081102	小児医療費助成事業(資格管理事務)	C	小田原市の例により統合。申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口で行う。	事務の流れ自体は基本的に両市とも同じ。申請場所については、受給者の利便性を考慮し、現在小田原市で行っているように、タウンセンター等でも受付を行う。		○	28
081103	未熟児養育医療費助成事業	C	現行のまま存続	母子保健法に基づく法定受託事務であり見直しの余地はなく、両市の水準も同一である。			
081107	子育て支援フェスティバル開催事業	C	子育て支援フェスティバルに南足柄市域で活動する子育て支援団体の参加も得て、市域全体の子育て支援イベントとして拡充していく。	子育て支援フェスティバルとなかよしフェスタでは行政の関与の程度に違いがあるため、関与の程度が強い子育て支援フェスティバルについては行政として継続の方針を立てられるが、なかよしフェスタは民生委員児童委員協議会の判断に委ねるしかない。		○	29
081110	子育て支援拠点管理運営事業	C	岡本支援センターを週2日程度の出張ひろばとし、5施設の運営を継続する。	岡本支援センターは、いずみ支援センターまで3km、利用者数が1日10組20人前後である。いずみやマロニエの新規登録者の中には南足柄市民もいる(H28年度 マロニエ:49人、いずみ:23人)。	○	○	30
081119	児童扶養手当支給事業	C	小田原市の例により統合 申請場所は所管課窓口1箇所にする。	児童扶養手当法に基づく事務(法定受託事務)であり、見直しの余地はない。 申請場所を所管課窓口1箇所に集約する。			
081121	母子福祉資金等利子補給事業	C	合併前に廃止(経過措置あり。最終は平成39年度。)	本制度は小田原市において平成29年4月に廃止予定となっている。(経過措置として平成28年度以前に母子福祉資金等の貸付を受けた者に対する利子補給は行う。最終は平成39年度。)			
081122	母子及び父子家庭生活資金貸付事業	C	合併と同時に廃止し、新規の貸付はせず返済のみ管理する。返済の管理に係る実施方法等については、現行を引継ぐ。	類似団体事例もなく県の貸付制度で対応可能のため他案なし。2年以内で返済のため合併年度の翌年度末で返済終了予定。			
081124	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	C	小田原市の要綱により実施 所管課窓口のみで申請を受付。	国補助要綱に基づき実施している事業であり、事務の流れに両市の差異はほとんどない。			
081125	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	C	小田原市の例により統合。 所管課窓口のみで申請を受付。	国補助要綱に基づき実施している事業であり、事務の流れに両市の差異はほとんどない。			
081130	児童手当支給事業(資格管理事務)	C	小田原市の例により統合する。	実施方法は小田原市の例で実施。申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口で行う。		○	31
081133	子ども・子育て会議の設置及び開催	C	小田原市の水準を適用する	子ども・子育て支援法に基づき設置している会議であり、基本的に2市間での取扱いに差異はないが、委員構成は人口や事業実施施設数の多い小田原市の水準で構成する			
081148	保育所児童災害給付	C	小田原市の事務処理方法を適用する	公立・民間ともに保育の実施主体は市であることから、事故等に対応するための保険加入は必要であり、利用者数の多い小田原市の水準とする			
081160	子どものための教育・保育給付費支払事務	C	現行のまま新市へ引き継ぐ	子ども・子育て支援法に基づく事務であり、2市間の事務処理方法に差異はない			

081235	ひとり親家庭等医療費助成事業（経理事務）	B	小田原市の例により統合	償還払いの申請時期以外に両市に違いはない。申請時期については現在の南足柄市の1年以内は類似市の状況を勘案すると短い。			○	32
081236	小児医療費助成事業（経理事務）	B	小田原市の例により統合。申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口で行う。	経理事務の流れは基本的に両市とも同じ。申請場所は所管課窓口のほか、市民の利便性を考慮しタウンセンター等の住民窓口で行う。			○	33
081237	児童手当支給事業（経理事務）	C	小田原市の例により統合する。	実施方法に大差なし。随時払いの日程と申し出徴収の取扱を小田原市の例に合わせる。			○	34
082101	子ども会支援事業	C	2市の子ども会連絡協議会が、合併後直ちに統合するよう働きかけるとともに、事務局を一本化し、小田原市の事務処理方式を適用する。	組織の統合を図り、事務局機能を一本化し事務の効率化を図る。				
082103	地区健全育成組織支援事業	C	2市の青少年健全育成連絡協議会が、合併後直ちに統合するよう働きかけるとともに、事務局を一本化し、小田原市の事務処理方式を適用する。	組織の統合を図り、事務局機能を一本化し事務の効率化を図る。				
082104	青少年育成推進員支援・活用事業	C	2市の青少年育成推進員協議会が、合併後直ちに統合するよう働きかけるとともに、事務局を一本化し、小田原市の事務処理方式を適用する。	組織の統合を図り、事務局機能を一本化し事務の効率化を図る。				
082109	青少年環境浄化団体等支援事業	C	小田原市青少年環境浄化推進委員及び同協議会を廃止する。	既存組織（青少年育成推進員）での対応が可能である。				
082111	青少年問題協議会開催事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	協議会の開催数については、協議会としての責務を果たすにあたっては新市においても年2回の回数が妥当である。				
082116	成人式開催事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	実施方法が同等である。	○	○		35
082117	青少年の文化・スポーツ振興奨励事業	B	廃止する。	合併までに原資が尽きるため。				

### (8) 経済部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
091107	技能者表彰事業	C	小田原市の制度に統合して継続実施する。	この表彰制度は、永く技能関係の同一職種に従事し、技能の錬磨及び後進の育成等、その職種の向上発展に功績のあった者を表彰する制度である。今後は、両市の制度に大きな差異がないため、技能者表彰審査会を設置している小田原市に合わせるものとする。			
091112	一般財団法人小田原市事業協会との連絡調整	C	現行のまま事務処理を継続して実施する。	Aランク「一般財団法人小田原市事業協会」において現行のまま継続することから、当該団体との連絡調整についても継続する。			
091116	企業誘致事務	C	小田原市の事務処理方法を適用	地域の特性を見極め、良質で安定した雇用を生み出す企業の誘致に引き続き努めていく。都市の健全な成長、総合計画・地方創生総合戦略の目標実現のために必須の事業であるため、事務体制や予算額等に関わり無く、継続して実施する。			
091117	立地支援制度認定事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。 不均一課税の扱いについてはAランクで協議する。	総合計画及び地方創生総合戦略に基づき、地域経済の活性化、雇用の場の確保、市財政への貢献等を実現するため、立地支援制度を継続して運用する。			
091121	企業振興資金融資及び利子補給等事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	市街地における住工混在の解消を促し、中小企業の拡大再投資を支援するため、制度を維持拡充する。			
091123	工場立地法事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	工場立地法に基づく緑地面積率等の地域準則は「小田原市開発事業に関する手続き及び基準に関する条例」及びその規則・運用基準に則って定めており、改正することが困難である。			
091126	神奈川県企業誘致促進協議会事務	C	小田原市の水準を適用する。	企業誘致の実現にあたって県との連携は必要不可欠であることから、継続して参画、連携する。			

091129	小田原市企業誘致委員会事務	C	廃止する。	本制度は西湘テクノパークの分譲開始にあわせて開始されたものであるが、分譲率が80%を超えていることや、売主である鹿島建設において地元住民からの意見聴取の機会を設けていることなどから、存続の必要がないものと考えられる。 企業誘致推進条例に基づく奨励措置の適用是非については、1件審査により判断していく。 企業誘致施策の大転換を検討する場合には、プロジェクト方式の対応を検討する。 [西湘テクノパーク] 鹿島建設の開催する審査会に市も同席し、地域住民の意見を聴取しながら、意見を述べる。奨励措置の適用是非については、1件審査とする。 [大規模工場跡地] 民間取引による土地売買であり、奨励措置の適用是非については、1件審査とする。 [鬼柳・桑原工業団地整備事業] 民間開発事業者が企業選定委員会を開催するので、そこに市も同席し、地域住民の意見を聴取しながら、意見を述べる。奨励措置の適用是非については、1件審査とする。			
091142	中心市街地商店街実態調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、調査を継続する。	中心市街地における商店街の空洞化は深刻な問題であり、現在、どのような状況、意思（所有者）があるかを把握しておくことは今後の店舗の誘致等でデータは必要であるため、継続する。			
091143	空き店舗活用方策研究事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し、方策研究、調査を継続する。	商店街における人口動向、通行量、路線価、駐車場の分布状況など、そのエリアに不足している業種を分析することが、空き店舗対策の立案に有効であることから継続する。限られた予算の範囲で、調査対象エリアを順次調査していくため、現行を継続するものである。			
091147	地場産業振興協議会事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	多くの零細企業がかかわっている地場産業全体に対する支援は継続する。			
091157	商業振興及び地域活性化奨励金交付事業	C	奨励事業を廃止とする。	小田原市の類似事業に統合または個別に支援をし、制度を廃止する。			
091171	雇用対策協定推進事業	C	小田原市と神奈川労働局が締結した雇用対策協定を、新たに誕生する市が踏襲し、連携して地域の雇用施策推進を図る。	南足柄市に類似事業がないため、小田原市の例に従っても特段の支障はない。また、厚生労働省神奈川労働局との協定に基づく事務なので、代替案は想定できない。			
091180	中心市街地活性化推進事業	C	現行のまま存続 事業自体は、平成29年度をもって中心市街地活性化基本計画の期間が満了するため、平成28年度中に今後の方針を決定	小田原市のみが存在する事務事業であるため 二市協議の議論よりも早期に今後の方針を決定するスケジュールであるため			
091184	伝統的工芸品産業産地振興事業費補助金支給事務	C	現行のまま補助する。	多くの零細企業がかかわっている地場産業全体に対する助成は継続する。			
092106	あしがら観光協会事業	C	新市誕生を機に、脱会する	新市として、足柄上郡5町との連携については、経済効果等のメリットが少ないと考えられるため脱会する。			
092112	おだわら散策マップ作成事務事業	C	小田原市の事務処理方法を適用し継続して実施するが、ハイキングコースについては経済効果等も考慮しながら選定し、記載していく。	小田原市の事業を継続して実施する。南足柄市のハイキングコースの扱いについては経済効果を考慮しコース設定をすると共に、経済効果の低いコースについては所管変えも含め検討する。			
092130	観光戦略ビジョン推進事業	B	合併までは、計画どおり事業を進めるが、合併した際には、新たなビジョンを策定する。	この観光戦略ビジョンは、期間を平成28年度から平成34年度までの7年間としているため、位置付けられた事業については、計画どおり取り組んでいく。ただし、期間終了後、新たなビジョンの必要性が生じた際は、新市として策定していくこととする。			
092142	金時山山頂トイレ維持管理事業	C	南足柄市の事務処理方法を適用し、継続する。	ハイカーの利便性を保つため、周辺市町等と連携しながら、継続して取り組む以外考えられない。			
093101	有害鳥獣被害防止対策協議会事務	B	協議会は足柄上郡から南足柄市を分離し小田原市に統合するよう働きかけるが、猟友会による活動については支部ごとの活動とする。	一市一団取りまとめるため協議会は足柄上郡から南足柄市を分離し小田原市に統合するよう働きかけるが、猟友会による活動については、両市の環境や状況に合った活動を行うため、両支部が管轄する、それぞれの地域において活動する。			
093125	農振農用地の管理・指導等事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	法定事務のため、小田原市に統一後、維持する。			
93131	水土里情報システム管理・運用事務	C	小田原市と南足柄市のシステムを統合する。	小田原市と南足柄市は、ほぼ同様の目的と仕様でシステムを利用しているが、各々の区域しかカバーできていない。 そのため、両市域をカバーできる形にシステムを統合して、引き続き利用することを方針とする。			

093138	里地里山活動団体支援事務	C	現行のまま存続	県条例等に基づく事業のため			
093141	新規就農支援事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する	すでに実施しているため円滑に移行できる。			
093143	定年帰農者農業支援奨励金	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	県内に実施事例がなく、プロダクティブ・エイジング（生涯現役社会）実現のため先進的な事業であるため、小田原市の事務処理方式を適用して実施する。		○	36
093144	農業振興資金融資利子補給金事業事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	農業振興に対し必要である制度のため事業を継続する			
093145	農作物災害助成資金緊急融資利子補助金事業事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する	ほぼ同一事務の為。			
093166	森林・林業・再生協議会	C	新たに設定する。	南足柄市は付属機関であり、小田原市に任意の協議会であることから、新たに協議会として調整する。			
093209	農道・用排水路維持管理事業	C	現状を継続し、将来的に内容を精査する。	施設維持管理のための原材料支給については、必要性があるため引き続き継続する。			
093275	漁協等水産関係団体との連絡調整事務	C	現行のとおり実施する。	漁協等水産関係団体との連絡調整事務をしているのは、小田原市だけであり、類似団体と比較しても同水準であるため。			
093278	小田原市卸売市場審議会事務	C	現行のとおり実施する。	小田原市卸売市場審議会事務をしているのは、小田原市だけであり、委員の定数等は類似団体と比較しても同水準であるため。また、審議会の開催については、市長の諮問があつて行われることになるため、調査審議事項がない場合は事務を執行する必要はない。			
094101	農業委員会委員候補者選定委員会	C	農業委員会委員候補者選定委員会であるが、農業委員の任期については、農業委員会等に関する法律施行令第11条に規定されており、その期限に併せ開催する必要がある。現在、両市とも設置しており、合併後も必要と考える。	小田原市に編入合併した場合、農業委員会委員候補者選定委員会を従前どおり設置する。定数は、現在の両市の合計数とし、報酬額については、小田原市の方式とする。			
094103	農地台帳整備	C	農地法第52条の2及び農地法第52条の3等に定められたものであり、調整事項はない。なお、農地台帳については、今後「フェーズ2」に移行する予定で、移行後現在のシステムは不要となる予定である。ただし、国庫補助を受けており、平成31年度までは、移行後であっても維持する必要がある。	法令に係る事務であり、調整事項はない。下記水準の事務量は、小田原市と南足柄市の合計とした。なお、関連法令等が現行制度のままであることを前提としている。			
094106	農地関係業務(転用事実に関する照会)	C	「登記上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」、「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」、「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する証明事務等の取扱いについて」等の通知に基づくもののため、合併には影響しない。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて、調整すべきものはない。			
094110	農地法関連業務(農地法許可、届出受理)第3条関係	C	農地法第3条の規定に基づくものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。なお、事務の取扱いについては、調整する必要がある。			
094111	農地法関連業務(農地法許可)第4条・第5条関係 市街化調整区域	C	農地法第4条及び農地法第5条の規定に基づくものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。なお、事務の取扱いについては、調整する必要がある。			
094115	農地利用集積計画事務	C	農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農政課から依頼された農地利用集積計画を総会において決定するものである。本件事務は、法律の規定によるものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。			
094116	土地改良事業における換地計画の同意について	C	土地改良法第52条第8項に基づき、土地改良事業計画の同意について、総会で承認するものである。本件事務は、法律の規定によるものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。			
094117	農地法第3条第2項第5号の別段の面積の決定について	B	農地法第3条第2項第5号に基づき、総会で別段の面積の決定を行うもので、本件事務は法律の規定によるものため、合併には影響しないものである。	本件事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。しかし、その定める面積については、当面現行のとおりで支障ないものと考え、調整を行う必要は認められる。			
094118	農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約について	C	農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約については、総会での報告案件であり、調整事項はない。	農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約については、総会での報告案件であり、調整事項はない。			

094120	農地法関連業務(農地法届出受理) 第4条・第5条関係 市街化区域	C	農地法第4条第1項第7号及び農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用に対して届出を受理し、受理通知書を交付するものである。本事務は、法律の規定によるものため、合併には影響しないものである。	本事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて調整すべきものはない。			
094121	農地等の利用紛争に関する業務(和解の仲介、農事相談)	C	農地法第25条に基づく農地等の利用紛争に関する業務(和解の仲介、農事相談)は、当事者から、和解の仲介の申立てがあった時、農業委員3名を仲介委員として、和解の仲介を行い、紛争の処理に当たるほか、農地の諸相談を受付、その解決を図るもので、法律の規定によるものため合併による影響はない。	調整事項なし。			
094125	農業委員会事務費補助金(国) 国有農地管理事務	C	「農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57条)附則第8条第1項、第4項」(国が戦後直接買収した農地(国有農地)及び開拓財産で売渡等が行われていないものについて、適正な管理、処分を行い効率的な利用を図るため、国及び県に協力する事業である。)の規定に基づくものため、合併には影響しないものである。	本事務は、法令により定められた事務であり、この事務を実施することについて、調整すべきものはない。			
095101	競輪場施設整備・改修事業	C	現行のまま継続する	車券売上額等の歳入及び歳出状況を勘案し施設整備・改修を実施しているため、合併後の市においても同様の考え方にに基づき継続していく必要がある			
095103	競輪開催事業	C	競輪を開催するためには、各業務を継続して実施する必要がある	実施方法については、事務の効率化や経費削減の観点から見直しを図っていく			

(9) 都市部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
101106	都市計画審議会運営事業	C	両市の事務処理方法を適用する(細部については規模的に包含できる小田原市の事務処理方法を参考にする)。	法に基づく設置であり事業概要に差異がないため。			
101110	中高層建築物等紛争調整事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事業がないため、小田原市の方式を適用する。			
101114	空き家バンク事務	C	両市の事務処理方法を適用する。登録有効期間については小田原市の、登録条件については南足柄市の事務処理方法を採用する。	事業概要に差異がなく、項目により細かい設定をしている方を採用したため。			
101122	大規模開発事業に関する紛争調整事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事業がないため、小田原市の方式を適用する。			
101135	歴史まちづくり協議会運営事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	南足柄市において、同様の協議会を設置していないため、現在実施している小田原市の事務処理方式を適用することが望ましい。			
101150	1. 地域地区の決定事務 ②防火地域・準防火地域	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市も同様の事務処理のため。			
101151	1. 地域地区の決定事務 ③風致地区(特定漁港含む)	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では高度地区を都市計画決定していないため。			
101152	1. 地域地区の決定事務 ④生産緑地地区追加指定及び指定後の対応	C	両市の事務事業に大きな差異がないため統合する。	現行の事務			
101155	2. 都市施設の決定事務 ①都市計画公園	C	当面、従来どおり2市それぞれに、都市計画公園見直しを行なう。	小田原市は、既に長期未着手の都市計画公園の見直し検証を終え、都市計画変更手続き中であり、南足柄市は、今後、見直し検証を予定しており、2市の進捗やスケジュールに差異があるため。			
101156	2. 都市施設の決定事務 ②下水道	C	合併時に、現行のまま新市に引き継ぐ	2市の事務事業の内容が同一であるため			
101157	2. 都市施設の決定事務 ③都市計画道路の幅員明示	C	合併時に小田原市の例により統合する。 合併時までに、未着手の都市計画道路の図面(計画平面図等)を整理する。 合併後は、公図への線引きを行わないことを周知する。	都市計画施設区域界を現地測量を行い、明示することで、将来の都市計画道路の整備に支障する恐れのある建築物(階数4階以上、RC構造など)の同区域への越境を防止するため。 将来の都市計画道路の整備に支障の恐れがない建築物に対しては、公図への線引きにかえて、計画平面図を参考配布することで対応可能であるため。			

101159	総括図・白図作成及び販売事務	C	両市の事務事業に大きな差異がないため、当面は現行のまま存続する。	現行の事務			
101160	都市計画マスタープラン事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市と南足柄市の事務事業の現況に大きな差異がないため。			
101161	県総合計画（かながわ都市マス）事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市も同様の事務処理のため。			
101162	都市計画提案制度	C	事務事業に大きな差異がないため、現行のまま存続する。	現行の事務			
101163	都市計画現況調査	C	事務事業に大きな差異がないため、現行のまま存続する。	現行の事務（県下同一、県からの依頼による）			
101164	都市計画基礎調査	C	両市の事務に差異がないため統合する（県下同一）。	現行の事務			
101165	測量成果の承認事務	C	両市の事務事業に大きな差異がないため、現行のまま存続する。	現行の事務			
101166	神奈川県都市計画実務担当者連絡協議会事務	C	新市が協議会へ参画する。協議会に対しては、合併後の新市が参画するための事前調整を行い、合併と同時に協議会規約を改定する。事務事業の取り扱いは、現況と変化なし。	事務の効率化や歳出削減に寄与するため。			
101167	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画並びに調査	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市と南足柄市の事務事業の現況に大きな差異がないため。			
101169	お堀端・かまぼこ通りまちづくり事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市では該当事務がないため。			
101170	都市計画事業認可等事務	C	合併時に、現行のまま新市に引き継ぐ	2市の事務事業の内容が同一であるため			
101171	都市計画法第25・26・27条に関する事務	C	合併時に、事業中の事業については、必要な手続きを行う				
101172	都市計画法第28条に関する事務	C	両市の事務に差異がないため統合する。	現行の事務			
101173	都市計画法第53条に関する事務	C	両市の事務事業に大きな差異がないため統合する。	現行の事務			
101185	屋外広告物条例事務	C	市独自条例である小田原市屋外広告物条例を適用する。	小田原市では平成18年に一部地域、平成22年に市域全域を対象に、県条例から市独自条例へ移行しているが、景観計画重点区域における色彩規制以外は、ほぼ県条例に準じた内容となっていることから、現在南足柄市で実施している県条例と整合をとることのできる小田原市屋外広告物条例及び事務処理方法を適用するものとする。			
101187	景観審議会運営事業	C	廃止	景観施策については、都市計画審議会にて審議し、勧告等に係る個別案件については、景観評価員へ個別に意見聴取出来るようそれぞれ移行して実施することが望ましいため。			
101214	優良建築物等整備事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。			
101216	お城通り地区再開発事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。			
101217	栄町二丁目東通り・大乘寺周辺地区再開発事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市に当該事務がないため、小田原市の方式を適用する。			
101225	市営駐車場の指定管理事務	C	現状の南足柄市市営駐車場の指定管理事務を存続	市営駐車場の指定管理事務小田原市に存在しないため。			
101226	大雄山駅前地区市街地再開発金融融資事務	C	大雄山駅前地区市街地再開発金融融資事務は存続	大雄山駅前地区市街地再開発金融融資事務継続のため。			
101227	大雄山地区第一種市街地再開発事業施設管理事務	C	大雄山地区第一種市街地再開発事業施設管理事務は存続	大雄山地区第一種市街地再開発事業施設管理継続のため			
102101	建築審査会運営事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する	特定行政庁である小田原市のしくみを適用する			
102103	開発審査会運営事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する	特例市として開発審査会が設置されている小田原市のしくみを適用する			
102117	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関する事務	C	現行の実施方法を適用する	神奈川県、小田原市ともに同様の取り扱いとしているため また、類似団体においても、同様の取り扱いとしているため			

102128	マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事務	C	現行の実施方法を適用する	神奈川県、小田原市ともに同様の事務の取り扱いとしているため			
102133	建築計画概要書等の原本証明書交付事務	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまで実施してきているため また、単価は異なるものの、類似団体においても同様の取り扱いとしているため			
102134	建築確認台帳等記載事項証明書交付事務	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため また、類似団体において同様の取り扱いとしているため			
102135	手数料収納事務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102138	附属機関一住居表示審議会	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため また、住居表示を実施している類似団体においても、同様に当該機関を設置しているため			
102147	建築基準法に基づく中間検査・完了検査	C	小田原市の実施方法を適用する	小田原市でこれまでに実施してきているため			
102148	建築基準法に基づく許可・認定等	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102149	長期優良住宅の認定業務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102150	都市の低炭素の促進に関する法律の認定業務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102156	建築物省エネ法に関する事務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			
102160	道路位置指定申請等事務	C	現行の実施方法を適用する	県内の特定行政庁において、同様の取り扱いとしているため			

(10)建設部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調査
					小田原市	南足柄市	
111116	地方揮発油譲与税に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、対象規模の多い小田原市の方式を適用する。ただし、算定基礎データについては、データ統合までの間は、既存データを活用する。			
111117	自動車取得税交付金に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、対象規模の多い小田原市の方式を適用する。ただし、算定基礎データについては、データ統合までの間は、既存データを活用する。			
111118	道路幅員証明及び市道区域証明(道路台帳図)の発行事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象規模の多い小田原市の方式を適用する。ただし、データ統合までの間は、既存データを活用する。			
111119	道路、河川、水路の占用・掘削の許認可事務	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、各管理データによる発行とする。	両市同一事務であるため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、合併までに南足柄市の台帳データを小田原市システムに移行する。			
111121	小田原駅東西自由連絡通路の使用許認可事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市単独事務のため、小田原市の方式を適用する。			
111122	道路、河川、水路の占用料徴収事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。ただし、合併までに南足柄市の台帳データを小田原市システムに移行する。			
111123	道路、河川、水路の自費工事申請許可事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、処理件数の多い小田原市の方式を適用する。			
111124	道路の工事の連絡調整事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、対象件数の多い小田原市の方式を適用する。			
111125	市道の認定・変更・廃止及び供用開始に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	対象路線の多い小田原市の方式を適用する。			
111127	開発事業に伴う道路、橋りょう、河川及び水路の土地に関する事項の協議事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	両市同一事務であるため、対象件数の多い小田原市の方式を適用する。			



111128	未処理用地取得事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	道路法第4条の規定に基づき、道路管理者が土地の権原を取得しなければならないため、測量費用等を負担した上で、買収（寄付金）する必要がある。			
111129	狭あい道路用地等取得事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	南足柄市も含めて建築主事を置く特定行政庁となるため、道路行政と建築行政が連携した対応が必要となる		○	37
111131	道路・河川・水路等の境界確認事務	C	小田原市の事務処理方法に統合する。	土地境界確認申請件数及び境界標復元依頼など事務処理件数の多い小田原市の事務処理方法に統合する。申請受付、境界立会い、承諾書、境界確定図作成など事務処理の方法に大差はない。			
111132	移管等に伴う境界確定図精査事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	処理件数の多い小田原市の事務処理方法を適用する。			
111134	境界確認報告書等の電子化事務	C	小田原市の管理システムにデータを統合する。	小田原市の管理システムにデータを統合する。			
111135	地籍調査事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市単独の事業のため、小田原市の事務処理方法を適用する。			
111136	国土調査推進協議会	C	小田原市の管理システムにデータを統合する。	小田原市の管理システムにデータを統合する。			
111137	国土調査推進協議会	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	2市同一事務のため、小田原市の事務処理方法を適用する。			
112101	小田原市測量標の整備及び管理に関する事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市単独の事業のため、小田原市の事務処理方法を適用する。			
112101	道路施設管理事業	C	小田原市の管理システムにデータを統合する。	小田原市の管理システムにデータを統合する。			
112102	道路パトロール事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみ行っている事務事業で、現行のまま進める。			
112103	道路維持事業	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるが、小田原市の水準に合わせる。			
112104	交通安全施設充実事業	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるため、現行のまま存続する。			
112107	狭あい道路整備事業（設計施工事務）	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるため、現行のまま存続する。（防犯灯は地域安全課）			
112108	狭あい道路整備事業（設計施工事務）	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小田原市のみ行っている事務事業で、現行のまま進める。			
112109	道路保全計画策定事業	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるため、現行のまま存続する			
112110	橋りょう維持修繕事業	C	同一事業であるため、変わらない。	同一事業であるため、現行のまま存続する			
112111	受託土木工事事務	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるため、現行のまま存続する。			
112112	道路管理者指導調整事務	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるため、現行のまま存続する。			
112113	直営工事事務	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるため、現行のまま存続する。			
112115	原材料支給事務	C	同一事務事業であるため、変わらない。	同一事務事業であるため、現行のまま存続する。			
112115	バリアフリーネットワーク事業	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	小規模の歩道段差解消は、小田原市の事務処理方式に含まれるため。			
113101	都市公園等整備事務	C	事務の方向性としては両市同じであることから継続する。ただし整備目標等については、合併後の新市規模に合わせて改訂される「緑の基本計画」において、新たに設定を行う。	都市公園等の整備目標等については、人口規模や地域資源により異なることから、新市での規模で新たに設定する。			
113116	久野霊園管理運営事務	C	霊園の管理事務は現行とおりとす。	両市に同種類の施設がないものは、現行とおりとす。			
114177	既存市有建築物の修繕の見積り、設計、積算、監督、検査等協力業務	C	現行のまま新市に引き継ぐ。	両市の事務処理に差異はないため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、対象規模や執行方法については、契約担当所管課の取扱いに合わせる。			

(11) 下水道部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
121101	下水道協会、下水道事業団、下水道公社との連絡調整事務	C	2市の事務事業内容が同一であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。	現行のまま新市に引き継ぐ。			
121106	公営企業会計関係事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	現在、南足柄市は地方公営企業法適用前（平成29年4月から適用予定）であるため、先行し地方公営企業法を適用している小田原市の事務処理方法を適用する。			
121109	下水道運営審議会事務	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	不定期開催とすることで、開催する必要がない年度における事務量及び経費の節減を図る。			

121143	水洗化普及事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	両市とも、今後も下水道接続の促進を図るため、小田原市の事務処理方式により、臨時職員を活用し、当該事業を実施する。			
121144	受益者負担金賦課及び徴収事務	C	両市の事務水準のうち、事務効率性や市民の利便性を優先した水準により実施し、相談会の実施はしない。	両市の事務水準のうち、事務効率性等を優先した水準により実施する。			
121163	排水設備及び下水道接続関係事務	C	両市の事務処理方式は同様であり、これを適用するが、公共枵設置要件を見直して実施する。	新たに「分筆等による新規公共枵設置」を公共枵私費設置要件として追加し、経費削減を図る。ただし、周知期間等が必要なため、新たな設置要件の実施は合併後1年以内とする。	○	○	38
122101	下水道計画策定事業	C	実際の計画は、行政面積や人口などの指標をもとに策定する必要があるため、新市で新たな指標を設定し、合併後3年以内を目途に統合した計画を策定する。	法令に基づき実施される事業であり、両市で同様の内容となっている。調整方針としては法令等により示された計画を策定する事務であるため、機械的に統合を図るものであり、複数の方針案は作成しないものとした。計画統合の目標期間は上位計画である流域下水道計画との整合を図る必要があることを考慮し、設定した。			
122104	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金事業	C	合併後3年以内を目途に計画の統合を図る。計画の改訂時期には合併後の行政区域全体を対象に、整備や改築の優先順位付けを行う。成果指標と評価基準は小田原市のものを採用する。	それぞれの現計画に位置付けられた事業は合併後も交付金を活用して実施し、順次統合後の施設全体や財政状況を踏まえた計画策定が必要であるため。成果指標や評価基準は小田原市の方が項目が多いため、小田原市の事務事業にあわせる方針のみとした。			
122109	神奈川県下水道事業積算施工適正化会議事務	C	新市として、神奈川県下水道事業積算適正化会議の管渠分科会、処理場・ポンプ場（土木、建築）分科会、処理場・ポンプ場（機械、電気）分科会に参加する。	費用はかからず様々な情報が得られることから、事務事業を継続させる方針のみとした。管渠分科会は新市として事務を統合、南足柄市は参加していなかった処理場・ポンプ場（土木、建築）分科会、処理場・ポンプ場（機械、電気）分科会には新市として参加。			
122110	汚水渠整備事業	C	全体計画の見直しに合わせ、新市としてのアクションプランを策定し整備を行う。「損失補償業務マニュアル」は小田原市にしかないため、これを新市の損失補償業務マニュアルとし運用する。	新市のアクションプランにより汚水渠整備の事業を実施し、未普及地域の解消を行っていく必要があるため、複数の方針案は作成しないものとした。			
122116	流域下水道協議調整事務	C	小田原市の管理事務をそのまま新市に引き継ぐ。	小田原市の下水道管理センター及び県の左岸処理場における相互運用に関する管理事務であるため、方針案は1種類のみとする。			
122122	浸水対策に関する計画等の策定事務	C	雨水管理総合計画については、下水道事業計画区域を対象とするため、小田原市で策定予定の計画を合併後は南足柄市の事業計画区域まで拡大する。内水ハザードマップ及び雨水出水浸水想定区域図は両市で作成したものを運用する。合併後3年以内を目途に区域を拡大した雨水管理総合計画の策定及び内水ハザードマップ等の運用方法を決定する。	雨水施設の適正な管理に向けて、全施設を対象とした管理方針を設定する必要があることから雨水管理総合計画の区域を拡大する。また、内水ハザードマップ及び雨水出水浸水想定区域図は策定が要請されており、それぞれの市で作成した図面の運用方法を検討することとなるため、方針案は1つのみとした。計画、マップ類ともに国や県の動向を踏まえて作成や修正することを考慮し、期間を設定した。			
122124	雨水渠整備事業	C	下水道事業計画区域を統合し、計画区域全体で事業を実施する。	下水道事業計画区域を統合し、計画区域全体の中で優先順位を見直し、事業を進めていく。			

## (12)水道部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
131145	会計	C	小田原市の事務処理方法を適用する。	電話回線によるデータ伝送を実施している小田原市の方式に統一する。 【複数案提示できない理由】 例月現金出納検査は法令に基づくものであり、両市の実施方法に相違はない。また、支払事務については、より簡便な小田原市の実施方法を適用することで、事務の効率化を図ることができるため。			
131158	料金徴収	B	小田原市の事務処理方法を適用する。	合併後の水道料金センターを小田原市水道局庁舎内に設置する。		○	39・40

131181	料金改定	C	小田原市の事務処理方法を適用するが、改定期間については、5年を目処に、適正な水道料金のあり方を検証する。	料金改定に係る両市の事務手続きはほぼ同じであるため、小田原市の実施方法を適用する。なお、長期にわたる料金の据え置きは、改定時において大幅な改定率につながることから、5年を目処に適正な水道料金のあり方について検証する。 【複数案提示できない理由】 将来にわたり健全経営を確保するためには、料金の定期的な検証が必要であるため。			
131205	給水装置工事相談業務	C	両市の実施方法を精査し、新たな実施方法を適用する。	両市の相談方法の実施に差異はないが、不明な埋設管の調査については小田原市の実施方法を適用し、管路網図等の印刷費については、有料としている南足柄市の実施方法を適用する。			
131208	給水装置工事受付・審査・承認業務	C	現行のまま存続するが、給水装置の名義変更や廃止手続きの運用基準については、合併時まで定める	両市の給水装置工事の受付、審査及び承認の実施方法については、ほとんど差異がないため、現行のまま存続するが、給水装置の名義変更や廃止手続きに関する運用基準については、相違が見られるため、合併時まで新市としての運用基準を定める。			
131214	給水装置工事立会・検査業務	C	小田原市の実施方法を適用する。	給水装置工事の給水管引込管等の立会い及び完成検査の実施方法は両市に差異は見られないが、施工状況の確認業務（中間検査）については、水道水の安全性確保等の観点から必要性が高いため、小田原市の実施方法を適用する。			
131219	給水装置工事現場パトロール業務	C	小田原市の実施方法を適用する。	給水装置工事の現場パトロールについては、給水装置工事の未承認工事や未検査工事等の違反行為を防止するために必要な業務であることから、小田原市の実施方法を適用する。 【複数案提示できない理由】 給水装置工事の違反行為を防止するために必要不可欠な業務であるため。			
131221	給水装置工事仕様書更新業務	C	仕様書については、小田原市の「給水装置工事設計・施工指針」を適用し、更新の実施方法については、現行のまま存続するが、指定材料や給水方式等の技術基準については、合併時まで定める。	小田原市の「給水装置工事設計・施工指針」は、設計や施工に関する技術基準や事務手続きの内容等を具体的に定めているものであることから、給水装置工事仕様書として適用する。 また、更新の実施方法については、両市に差異が見られないため、現行のまま存続するが、指定材料や給水方式等の技術基準については、両市に相違が見られるため、統合までに新たな基準を定める。 【複数案提示できない理由】 仕様書については、小田原市の指針を適用することが妥当であり、更新等の実施方法については両市に差異がないため。			
131222	水道メーター管理業務	C	両市の実施方法を精査し、新たな実施方法を適用する。 (水道メーターは全て水道事業者による貸与とする。)	・検定満期に伴う水道メーターの取替え、修繕及び新規設置時の水道メーターの支給については、サービスの公平性の観点等から、小田原市の実施方法を適用する。 ・水道メーターボックスの貸与については、経費削減を図るため、南足柄市の実施方法を適用する。			
131229	自費工事支援業務	C	小田原市の実施方法を適用する。	自費工事の支援については、事業者等との調整や事務処理等を簡素化できるため、小田原市の実施方法である配水管工事費負担金給付制度を適用する。			
131232	閉庁時市民等対応業務	C	小田原市の実施方法を適用する。	閉庁時における市民等からの漏水の通報や給水装置の故障などの各種問合せに対する対応については、受付から現場確認、状況に応じた応急処置を行うことのできる業者に委託することにより、迅速かつ適正な対応が図れることから、小田原市の実施方法を適用する。 【複数案提示できない理由】 両市の業務量を合わせた業務を職員で対応することが困難であり、業者に委託することが望ましいため。		○	41

131233	漏水修理業務	C	現行の実施方法を存続する。	両市の漏水修理の実施方法にほとんど差異はないため、現行の実施方法を存続するが、現場立会いについては、市民への説明などの初期対応については職員が行う必要があることから、小田原市の実施方法を適用する。 【複数案提示できない理由】 迅速な対応を図ることが必要であり、市民サービスを低下させないため。			
131234	水道管路施設等維持修繕業務	C	新たな施設点検及び修繕業務計画等に基づいた維持修繕業務を実施する。	施設点検については、小田原市の水準を適用するが、修繕計画については、両市の施設状況を再調査し、長寿命化を考慮した修繕計画を新たに策定する。 【複数案提示できない理由】 水道管路施設の長寿命化を図るため、適切に維持管理していくことが必要であるため。			
131236	市民苦情対応業務	C	現行の実施方法を継続するが、水質検査については、小田原市の実施方法を適用する。	苦情対応については、両市の対応にほとんど差異がないため、現行の実施方法を継続するが、水質不良等の苦情における水質検査については、お客様のご理解を得る上で必要な検査であることから、小田原市の実施方法を適用する。 【複数案提示できない理由】 市民サービスを低下させないため。			
131238	漏水調査業務	C	道路部の漏水調査については、現行の実施方法を継続するが、宅地内の漏水調査については、南足柄市の実施方法を適用する。	道路部の漏水調査については、両市の実施方法に差異はなく、水資源の有効利用等の観点から、委託による計画的な漏水調査は継続する。 また、宅地内の漏水調査については、基本的に給水装置は所有者が管理することになっているため、水道局負担による漏水調査は実施しない。			
131240	水道管路情報管理業務	C	水道管路情報管理システムを活用する。	窓口業務や職員の現場対応において情報提供の迅速な対応が求められるとともに、情報管理の一元化が重要であることから、水道管路情報管理システムが構築されている小田原市のシステムを活用する。 【複数案提示できない理由】 水道管路情報管理システムの活用が必要不可欠であるため。			
131241	他企業工事立会い業務	C	現行の実施方法を存続する。	両市の実施方法に差異がなく、水道事故防止の観点から必要な業務であることから、現行の実施方法を存続する。 【複数案提示できない理由】 両市の実施方法に差異がないため。			
131243	電食防止対策業務	C	小田原市の実施方法を適用する。	水道管路の事故防止の観点から、電食防止対策は重要な業務であることから、小田原市の調査及び対策等の実施方法を適用する。 【複数案提示できない理由】 水道管路の維持管理上、必要不可欠な業務であるため。			
131244	貯水槽水道指導助言業務	C	現行の実施方法を存続する。	維持管理上必要な業務であり、両市の実施方法に差異がないため、現行の実施方法を存続する。 【複数案提示できない理由】 両市の実施方法に差異がないため。			
131246	消火栓維持管理業務	C	現行の実施方法を存続する。	消火栓の修繕については、両市の実施方法に差異がないため、消防署が消火栓等を点検した結果に基づき、計画的に修繕を行う現行の実施方法を継続する。 【複数案提示できない理由】 両市の実施方法に差異がないため。			
131266	工事の調査・設計・発注・監督業務	C	小田原市の実施方法を適用し、工事発注方式について、材工一括発注する。設計は、職員が直営にて行う。	2市の合併後の事業量を踏まえ、効率的な発注を行う必要がある。			
131267	消防演習立会い手数料徴収業務	C	消防演習立会い手数料徴収業務を廃止する。	消防演習による消火栓の使用は認めないことから、消防演習手数料徴収業務については廃止する。			

(13) 教育部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
141101	学校教育振興基本計画等事務	C	両市とも、定められた年次に計画を策定するが、新市として合併する際は、首長が交代することとなるため、上位に位置づく教育大綱も新たに定めることとなる。これに伴い、学校教育振興基本計画も新たに策定することとする。 新たな計画が策定されるまでは、どちらかの市の計画を暫定的に適用する。	新市の首長が策定する教育大綱に合致した学校教育振興計画を策定する。			
141103	教育委員会運営事務	C	小田原市の実施水準を適用する。	教育委員会運営事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等に則り、実施するものであり、両市の実施内や事務に差は考えられないことから、基本的に既存の実施水準を維持する。			
141105	放課後子ども教室推進事業	C	南足柄市では、子ども課において、運営委員会に委託する形で既に小学校全6校で実施しているが、小田原市では、直営により平成31年度末までに小学校全25校に拡充する計画としている。 他都市においても、子ども教室の運営内容は様々であり、事業実施の経過や地域性、協力団体、運営方針や実施方法も異なることから、新市においては、運営委員会方式又は直営で運営するなど、事業の運営方法を選択できるような仕組みづくりを行う。 ■スタッフの賃金単価については、現行の賃金水準に合わせて実施する。	小田原市と南足柄市では、放課後子ども教室の実施方法が異なることをふまえ、実施方法の調整を図るとともに、新市の組織としては、放課後児童クラブ担当課と放課後子ども教室事業担当課が同じ課で実施することにより、両事業の連携によるメリットを活かしていく。			
141106	教育事務点検評価	C	法の趣旨に従い、小田原市の現行方式を適用する。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用を図るものとする、とされており、外部の専門家を起用している小田原の現行方式に従う。			
141107	総合教育会議	C	総合教育会議は、首長が招集するものであり、新市の首長が教育委員会と協議のうえ、検討する項目や運営方法、新市の教育大綱等の策定について決定する。 ■総合教育会議の所管課は教育委員会（教育総務課）とする。	教育大綱については、教育、学術、文化について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、首長と教育委員会とで協議を重ね、首長が策定するものであり、新市へ移行する際には新規に策定する必要がある。 教育現場の状況を十分に把握している教育委員会が中心となり、事務を執り行う。			
141108	いじめ防止対策調査会	C	いじめ防止対策推進法に基づき、定められた専門職を配置している小田原市の水準とする。	精神科医、弁護士、臨床心理士、学識経験者、社会福祉士などの専門性の高い人材を配置するという法律の趣旨をふまえ、必要な組織体制を考える。			
141109	小規模特認校制度推進事業	C	小田原市の現状を維持していく。 将来的に小規模特認校の検討が必要な場合には、検討体制を整備する。	片浦小学校については、小規模特認校として活性化した学校運営が出来ており、今後も継続していく。 児童生徒数が減少している小学校においては、小規模特認校の検討が必要だと思われるが、現在、特に検討している学校はない。			
141110	学校配当予算	C	配当予算の内訳や小学校、中学校、幼稚園の配分割合等を協議し、2市の決算額合計を小学校、中学校、幼稚園それぞれ同一基準で配当する。	現状の2市の決算額の範囲内で事業実施する原則に従い、合併後の学校数（小学校31校、中学校14校、幼稚園11園）で配当する。			
141111	旧片浦中学校施設活用事業	C	現在は教育財産であり体育館及び校庭の開放を行っているが、今後の有効活用の検討については、企画政策課が行っている。教育委員会としては、活用方法が決定するまでは、最低限の施設管理を行っている。	当面は、施設管理の現状を維持していく。			
141113	人権教育に関する事務	C	現状を継続していく。	職員の人権教育については、部落解放同盟、全日本同和会、神奈川県地域人権運動連合会、神奈川人権センター、横浜国際人権センター等が主催する大会、研修会、講演会が充実しているため、これらへの参加を継続していく。			
141114	学校規模適正化・学区編制事務	C	小田原市の現行水準に合わせる。	学区の考え方やルールについて市民等に説明を行うとともに、市境にある学校の学区について検討を行う必要がある。合併時期によって、いつから学区の変更を行うかの協議も必要となる。 新市に移行した場合、行政境に住んでいる児童・生徒の学区の取り扱いについて審議する必要があるため、この審議会でも検討を行う必要がある。			
141115	教育行政冊子作成事務	C	教育委員会の実施事業の紹介や統計をまとめた冊子「新市の教育」を年に1回発行し、教育行政施策の実施状況を周知する。	両市同一水準のため、両市の教育行政の実施状況を1冊に取りまとめ、広く周知する。			

141116	おだわらっ子の約束推進事業	C	合併後、1年程度で、保護者や市民等を交えた教育方針のすり合わせの中で、実施方法を再検討を行う。	小田原市教育大綱においても、家庭教育の重要性は明記しているところであり、今後の取組においても、家庭教育の充実は必須と考えられることから、新市の名称によっては、事業名を変更する必要があるが、市民や保護者などを巻き込み、家庭教育の重要性を再考し、より効果的な周知方法を探り、当初の趣旨を継承し実施していく。			
141119	小学校・中学校・幼稚園施設管理	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、対象施設については、合併後調整する。			
141120	校舎等耐震補強事業	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、対象施設については、合併後調整する。			
141121	学校施設開放事務	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、対象施設及び申請等担当課については、合併後調整する。			
141122	大規模改造事業	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、対象施設については、合併後調整する。			
141123	施設維持・修繕整備事業	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、対象施設については、合併後調整する。			
141124	施設管理委託事業	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、対象施設については、合併後調整する。			
141126	校舎等改築事業	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、対象施設の優先順位については、合併後調整する。			
141128	学校施設中長期整備計画	C	事務手続き等について、新市に移行後、小田原市の例により統合する。	南足柄市が該当なかったため。			
141129	新電力導入事業	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、PPS業者の選定及び契約期間については、合併後調整する。			
141133	校庭園庭芝生再生化の推進	C	事務手続き等について、新市に移行後、小田原市の例により統合する。既に芝生化している学校、園の維持管理を継続して行うほか、新規に校庭園庭の芝生化を推進する。	南足柄市が該当なかったため。			
141135	近隣苦情対策	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。ただし、事故賠償弁済金の取り扱いについては、。妥当な方を採用する方法で調整する。			
141136	樹木の管理	C	事務手続き等について、新市に移行後、これまで同様に行う。	両市の事務手続き等において、相違点がなかったため。			
141137	未来へつなげる学校づくり推進事業委託事務	C	現状のままで両市の小・中学校、公立幼稚園を対象として実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			
141138	学校支援地域本部推進事業事務・地域学校支援事業	C	小田原市の例により事業を実施する。				
141139	教育ファーム推進事業事務	C	現状のままで、両市の小・中学校を対象として実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			
141140	学校運営協議会制度推進事業事務	C	市立全小中学校に学校運営協議会を設置する。定数及び報酬等については、小田原市の事務処理方法を適用するが、報酬が必要な委員数を見直して実施する。	特別職については報酬が必要と考える。報酬額については、同規模自治体と同程度の水準を確保するため、小田原市の現状を維持する。費用削減のために、報酬が必要となる委員数を見直す。			
141141	個別支援員・指導員、ステップアップサポーター配置事務	C	両市の決算の範囲内で小田原市の事業内容にあわせて実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			
141143	支援チームのメンバー派遣事務	C	小田原市の例により実施するが、対象児童生徒数が増加するため事業規模を拡大する。	教育的配慮を要する児童生徒への対応は年々多様化・複雑化しており、対象となる児童生徒も増加している。また、インクルーシブ教育の推進においても、外部の専門家による指導・助言を受けることは学校にとっても必要不可欠であることから、出来る限り派遣回数担保する。			
141144	特別支援学級指導事務	C	現状のままで両市の小・中学校を対象として実施する。	可能な範囲で事業を継続する。			
141146	個別の支援計画、教育計画の作成と活用事務	C	合併後、日程について担当者が協議する。	大きな調整の必要なし			
141147	新入学教育相談事務	C	就学相談については現状のまま実施。就学支援委員会／教育支援委員会については、合併後名称について協議をする。心理判定員の謝礼については、回数の増加が見込まれることから、小田原市の謝金額で実施。	両市の予算の範囲内で実施			

141148	特別支援教育相談事業 事務	B	現状のままで両市の児童生徒を対象として実施する。	可能な範囲で事業を継続する。	○	○	42
141149	就学支援委員会運営事 務	C	小田原市にあわせて実施する。	対象となる幼児の数が多い小田原市の状況に合わせる。			
141150	通級指導教室運営等事 務	B	小田原市の例で統合する。言語聴覚士への謝礼は両市の決算の範囲 内で実施。	可能な範囲で事業を継続する。			
141151	通級指導教室相談員派 遣事業事務	C	南足柄市の例により実施する。合併後は情緒障害指導教室は4教室 となるため、最も入級児童数の多い教室に配置する。	南足柄市の決算の範囲内で出来る限り事業を継続する。			
141152	特別支援教育推進会議 事務	C	小田原市の例にあわせて実施する。	両市の特別支援教育の取組の状況について、両市の関係者が理解を 深め、よりよい取組としていくために、小田原市の例により実施す る。			
141154	教育相談事務	C	小田原市の例により実施する。配置人員については現状を維持す る。	可能な範囲で教育相談事業を継続する。			
141155	ハートカウンセラー相 談員・スクールカウ ンセラー配置事務	C	両市の予算を併せた範囲内で実施する。 学校からの要望に応じた巡回相談の形にする。	可能な範囲で事業の継続を図る。			
141156	生徒指導員配置事務	C	小田原市の例により事業規模を拡大して実施する。	両市の生徒指導の一層の充実を図る。			
141158	教職員安全衛生推進事 業事務	C	現状のまま実施	調整の必要なし			
141159	教職員の人事異動事務	C	現状のまま実施	両市で違いがないため、調整の必要なし			
141160	教職員の人事異動事務 (臨任・非常勤、休 職・療休)	C	現状のまま実施	両市で違いがないため調整の必要なし			
141161	教職員のサービスの監督事 務	C	現状のまま実施	調整の必要なし			
141162	教職員の表彰及び推薦 事務	C	現状のまま実施	両市で違いがないため調整の必要なし			
141163	県費教職員の人事評価 事務	C	現状のまま実施	両市で違いがないため調整の必要なし			
141174	高等学校等奨学金支給 事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	小田原市在住の高校生等の対象を(現南足柄市分を含め)拡大する。			
141175	教育相談指導学級運営 事務	C	両市併せて3教室を設置する。 市費の職員としては、非常勤特別職職員として教育相談員3名、心 理相談員1名を配置する。臨時的任用職員として教育相談指導学級 指導員を3名配置する。	合併後は新市の規模(面積)が拡大し、不登校児童生徒の通級の負 担を考えると、3教室を維持していくことが望ましい。			
141177	校内支援室指導員・学 校支援員配置事務	B	両市の予算を併せた範囲内で、小田原市校内支援室指導員の時給、 勤務時間に合わせて配置する。	可能な範囲での事業の継続を図る。	○	○	43
141182	教育研究所運営事業	C	教育研究所所長1名を常勤とし、常勤の職員を教育研究所長1名と 指導主事2名の体制とする。 研修相談員3名配置する。	教育研究所長を常勤とすることにより、教育研究所事業の充実を図 る。また、いわゆる団塊の世代の教職員の退職等により、経験の浅 い教職員の割合が年々高まっているが、年齢構成のアンバランスさ 等によりOJTによる人材育成は難しくなっている。経験の豊富な研 修相談員を増員し、アウトリーチによる研修等を増やし、教職員の 資質・指導力の向上を図る。			
141183	パワーアップ研修事業	C	小田原市の教員と併せて、南足柄市の教員に実施する。	教員の指導力向上を図るために、可能な範囲で継続実施する。			
141187	日本語指導等協力者派 遣事業	C	両市の予算を併せた範囲内で、小田原市の条件等で実施する。	可能な範囲で事業を継続する。	○	○	44
141188	学校司書配置事業	C	両市の決算額の範囲内で実施する。特別職ではなく、臨時的任用職 員として配置する。	可能な範囲で事業の継続を図る。学校司書については直接雇用が望 ましいため。			
141191	外国語指導助手配置事 務	C	中学校に非常勤特別職のALT3名を配置する。ALT1人あたり 月20日程度、中学校1校あたり年間で平均46日程度の訪問とす る。 なお、小学校においては業務委託で配置する。小学校1校あたり平 均36日程度配置する。	直接雇用するALTには、教職員が直接指示をできたり、チーム ティーチングの授業形態をとることが可能になり、外国語教育のよ り一層の充実が期待できる。しかし、適切な人材の確保や労務管理 等の諸手続きの煩雑さから、合併時9名全てのALTを非常勤特別 職職員として雇用することは難しい。様々な場面でやり取りが必要 となる直接雇用のALTは、英語で意思疎通が図れる英語科教員の いる中学校に配置する。小学校には業務委託により配置する。			
141193	いじめ問題対策事務	C	合併後、協議により出席者を決定する。 委員への謝礼等については、合併した新市の謝金規定等をふまえ、 予算の範囲内で決定する。	現状では出席者について決定はできない。			

141202	特別支援学級合宿委託事務	C	小田原市の予算の範囲内で実施する。対象となる児童生徒数が増加することから、実施学年を検討する。	可能な範囲で事業を継続する。			
141206	学区外就学事務（区域外就学・指定変更）	B		学区制度の弾力化という文科省の方針から10年以上を経て、弾力化したことによる問題点も出てきている。両市の統合を機会に、他市も参考にし、一方、学校長の意見も踏まえ、学区審議会に諮ったうえで、指定変更制度を改正する。			
141216	就学援助事務（要保護・準要保護）	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	基本的な事項に大きな差異がないので事務手続きの影響は少ないと考えるため。（ただし、小田原市が当該年度の生活保護基準を採用しているのに対し、南足柄市は25年度の生活保護基準を採用していること等調整が必要（Aランクで調整）			
141217	特別支援教育就学奨励費事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	国庫補助対象事業であり、基本的な事項において差異はない。			
141221	少人数指導スタッフ配置事務	C	小田原市の例により実施するが、対象児童数が増加することから、事業を拡大して実施する。	よりきめ細やかな学習指導を実施していくために、合併後も少人数指導の充実を図る。		○	45
141222	スタディ・サポート・スタッフ配置事務	C	小田原市の予算の範囲内で実施する。	可能な範囲で事業の継続を図る。	○	○	46
141232	新学習指導要領対応非常勤講師・武道指導非常勤講師配置事務	C	小田原市の例により実施する。小田原市の予算の範囲内で実施する。	生徒の学力向上に向け、可能な範囲で配置する。	○	○	47
141237	介助教諭等配置事務	B	予算の範囲内で、各幼稚園からの人員要望書を精査し配置を決定する。	その年によって介助を要する園児数は変わるため、状況を見極めたうえで配置をしていくことが望ましい。			
141238	発達障害児等保育支援事業運営事務	B	小田原市が実施している方法を継続し、支援を要する対象園児の様子を把握したうえで、普段接している幼稚園教諭に対し、その園児への望ましい支援のあり方、対応等に関する指導・助言をしてもらう。	発達障害等で集団行動が困難な子どもが増加しており、その対応をしていくことは園運営を安定させるためにも必要である。			
141242	幼稚園保育料、入園料徴収事務	B	原則、小田原市保育課が所管する保育料徴収システムを利用した口座引き落としによる徴収を行う。特別な理由により、口座引き落としができない場合は、納付書発行による徴収とする。	小田原市保育課が所管する保育料徴収システムを利用した口座引き落としによる徴収を行う。			
141244	公立幼稚園のあり方検討事務	B	小田原市、南足柄市の両市にまたがり検討をしていく。	各市で抱える問題は異なっている。合併により生じる新たな問題を含め、課題を捉えなおす。			
141249	幼稚園問題検討委員会関係事務	B	廃止	両市とも実質的な動きは行っていないため、本事業は廃止する。			
141250	次世代育成関係事務（教育環境整備事務）	B	両市の子育て支援課所管の次世代育成支援対策行動計画に基づき、事業を推進していく。	基となる行動計画の内容に応じ対応する。			
141268	横溝千鶴子記念表彰事業	B	南足柄市の単独事業のため、南足柄市の水準で継続する。	もともと個人表彰の対象者に小田原市在住者も含まれているので、そのまま継続してもあまり支障がないと思われる。			
141269	横溝千鶴子記念奨学金事業	B	南足柄市の実施要領を適用する。	南足柄市の単独事業であり、対象に一部小田原市が含まれるため、現在の内容を維持する。			
142102	学校医に関する事業	C	南足柄市の水準事業に合わせる。	学校保健安全法に基づき設置しており、事務の手続きについては差異が少ないため統合し継続観察を行わない。			
142103	性教育講演会	C	事業費用内（講師料調整）で全ての中学校で実施	小田原市としては性に関する情報が氾濫し、また、若年の望まれない妊娠も実態としてあることから、今後も必要性があると考えため、新市に引き継ぐ。			
142104	よい歯の学校ならびに歯の衛生に関する図画ポスター及び歯科啓発標語	C	南足柄市では審査会まで同様で表彰式は行っていないことから、表彰式統合できるか調整する。	審査員謝礼を調整するなどし、事業費の範囲内で行う。			
142105	学校災害給付事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	自治体間で事務的処理の差異は少ない。スポーツ振興センターの掛け金は決まっている。学校災害賠償補償の水準は小田原市に合わせる。			
142106	学校給食展事業	C	小田原市の事務処理方式を採用する。	開催方法を検討し、規模を縮小して実施する。（他の食育事業に統合する）			
142107	食育啓発事業・親子料理教室	C	小田原市の事務処理方式を採用する（開催内容の継続的な検討）	地域ならではの学校給食メニューや食育の取り組みについて小中学生の親子に対して普及を図る。回数や場所を検討して開催していく。小田原で1回南足柄で1回 等。			



142108	食育啓発事業（食に関する指導・食育講演会・お弁当レシピコンテスト）	C	小田原市の事務処理方式を採用する	食に関する指導については、両市ともに実施内容に差はないため、言通りとする。そのほか講演会等の啓発事業は、内容の見直しを図る			
142109	栄養士研究事業	C	開催内容にそれほどの差異はないため、小田原市の事務処理方式を採用する。	小田原で進めてきた栄養士間の研究や情報共有を引き続き実施していく。			
142117	学校給食に係る臨時職員（栄養士・調理員・受け入れ作業員）業務	C	小田原市の事務処理方式を採用する。	両市ともに大まかな事務の流れに違いはないため方針案を1案とする。			
142118	施設設備の管理業務	C	小田原市の事務処理方式を採用する。	両市ともに、施設設備の管理についての基本的な業務内容には大きな違いはないと思われる。運用については細かい調整を要する。			
142119	給食調理業務委託事業	C	小田原市の事務処理方式を採用する。	委託期間や業務仕様書など細かな調整は今後必要であるが、業務内容は、両市ともに大きな違いはないと思われる。			
142120	給食関係者研修、研究事業	C	小田原市の事務処理方式を採用する	学校給食栄養基準では、従事者の研修等がうたわれているため、小田原で進めてきた栄養士間の研究や情報共有を引き続き実施していく。給食会への補助金減開催経費市費支出で調整する			
142121	衛生管理事業	C	小田原市の事務処理方式を採用する	通常の細菌検査については法定検査のため両市の実施方法に違いはない。ノロウィルス検査の対応について調整を要する			
142122	学校給食栄養管理事業	C	小田原市の事務処理方式を採用する	共同調理場は小田原のみの実施となるため、現行通りとする			
142124	食材検査事業	C	小田原市の事務処理方式を採用する	万全の体制で学校給食を実施するため、項目の多い小田原方式を採用し、実施回数や品数等については違いはあるものの事務の流れに大きな違いはないため調整を要する。			
142125	施設設備の修繕・改修に関すること	C	小田原市の事務処理方式を採用する。（南足柄市も同様の事務処理方式）	両市ともに、施設設備の整備、備品の購入など修繕・改修についての基本的な業務内容には大きな違いはないと思われる。運用については細かい調整を要する。			
142127	共同調理場運営事業	C	小田原市の事務処理方式を採用する	共同調理場を有するのは小田原市のみのため、現行通りとする			
142131	給食配送業務委託事業	C	小田原市の事務処理方式を採用する	共同調理場は小田原市のみの実施のため現行通りとする			
142132	児童生徒等の健康診断事業	C	南足柄市の水準に合わせる。	両市ともに法的に進めているので自治会間の差異は少ない。新市に引き継ぐ時に学校保健安全法に基づいて実施する。	○		48
142135	扶助事業	C	小田原方式で眼鏡購入援助事業の金額を見直す。	眼鏡購入援助事業の限度額が現在18,000円だが、今後生活保護の支給基準に準ずる。 （参考） 医療費については平成28年10月から小田原市の小児医療制度が中学校3年生まで拡大されたことから該当はなくなるが、南足柄市は4年生まで小児医療制度を使用していることから、それ以降の学年は該当する。			
142142	学校安全対策事業	C	小田原市の水準に合わせる	児童を巻き込む交通事故の多発により、文部科学省、国土交通省、警察庁と協力し「通学路の交通安全の確保に向けた取組」を行うよう依頼があり、更に通学路の交通安全プログラムより取り組む指示があった。			
142145	児童生徒の健康診断統計	C	小田原市の水準に合わせる。	小田原市における過去からの統計データを維持する。			
142151	学校敷地内全面禁煙推進	C	新市に引き継ぐ	両市の事務の差異が少ない			

#### (14) 議会部会

事務事業番号	事務事業名	協議ランク	調整(案)内容	調整内容決定の考え方	市民生活への影響		事務事業調書
					小田原市	南足柄市	
151120	議決証明事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	議決証明事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151121	庁内放送事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	庁内放送事務に大きな差異はないことから、南足柄市の事務処理方式を包含する小田原市の方式を適用する。			
151122	議長・副議長日程管理事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	議長・副議長日程管理事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151123	議長随行事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	議長随行事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			

151124	祝辞作成事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	祝辞作成事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151125	旅費事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	旅費事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151126	議員の身分に係る事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	議員の身分に係る事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151127	正副議長改選に伴う事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	正副議長改選に伴う事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151128	防災・危機管理事務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	防災・危機管理事務に大きな差異はないことから、小田原市の方式を適用する。			
151132	会議録作成業務	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合			
151142	インターネット中継事業	C	小田原市の事務処理方式を適用する。	新市の議場が小田原市になった場合			